

第二十八回国会
衆議院
建設委員会
農林水産委員会
連合審査会議録第一号

昭和三十三年三月五日(水曜日)
午後一時二十八分開議

出席委員

建設委員会

委員長 西村 直己君

理事大島 秀一君 理事萩野 豊平君

理事久野 忠治君 理事三鍋 義三君

理事逢澤 寛君 理事荒船清十郎君

池田 清志君 井原 岸高君

薩摩 雄次君 徳安 實藏君

堀川 恭平君 松澤 雄藏君

井谷 正吉君 小川 豊明君

農林水産委員会

委員長 中村 寅太郎君

理事川村善八郎君 理事吉川 久衛君

理事笹山茂太郎君 理事助川 良平君

理事原 捨恩君 理事中村 時雄君

理事芳賀 寅君

安藤 覺君 大野 市郎君

小枝 一雄君 椎名 隆君

鈴木 善幸君 田口長治郎君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

永山 忠則君 松浦 東介君

松野 頼三君 伊瀬幸太郎君

井手 以誠君

出席國務大臣
建設大臣 根本龍太郎君

出席政府委員
検事(法制局 第二部長) 野木 新一君

農林事務官 瀬戸山三男君
農林事務官 安田善一郎君
(農地局長)
通商産業技官 小岩井康朗君
(鉱山保安局長)
建設政務次官 堀内 一雄君

建設技官 山本 三郎君
(河川局長)

農林事務官(農地局参事官) 正井 保之君

農林事務官(林野庁林政部長) 戸嶋 芳雄君

農林技官(林野庁指導部治山課長) 若江 則忠君

建設事務官(河川局次長) 関盛 吉雄君

建設事務官(河川局水政課長) 国宗 正義君

建設技官(河川局砂防課長) 戸田福三郎君

建設事務官(住宅局住宅総務課長) 鮎川 幸雄君

建設委員会専門員 山口 乾治君

農林水産委員会専門員 岩隈 博君

本日(の)會議に付した案件
地すべり等防止法案(内閣提出第七六号)

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出、衆法第一号)

〔西村建設委員長委員席に着く〕
○西村委員長 これより建設委員会、農林水産委員会連合審査会を開きます。

案件を所管する委員会の委員長でございますので、私が委員長の職務を行います。

これより地すべり等防止法案及び地すべり等による災害の防止等に関する

法律案の二案を一括して議題とし、審査を進めます。

地すべり等防止法案
地すべり等防止法

目次
第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 地すべり防止区域に関する管理(第七条―第二十六条)

第三章 地すべり防止区域に関する費用(第二十七条―第四十条)

第四章 ばた山崩壊防止区域に関する管理等(第四十一条―第四十五条)

第五章 雑則(第四十六条―第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条―第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してする現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2 この法律において「ばた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条又は第二十六條の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者が必要な措置を講ずべきものを除くものとする。

3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他の次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

(地すべり防止区域の指定)
第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

べり防止区域として指定すること

し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査を行つて行ふものとする。

(調査のための立入)

第六条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入るときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入るときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入らうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、そ

の者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

11 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章 地すべり防止区域に關する管理

(地すべり防止区域の管理)

第七條 地すべり防止区域の施行その他の地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

第八條 都道府県知事は、第三條第三項の規定による地すべり防止区

域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(地すべり防止工事基本計画)

第九條 都道府県知事は、第三條第三項の規定により地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村(特別区を含む。以下同じ)の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを變更するときも、同様とする。

(主務大臣の直轄工事)

第十條 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施工することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事)

第十一條 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事に協議することをもつて足りる。

3 都道府県知事は、第一項の承認に、地すべり防止するため必要な条件を附することができる。

(築造等の基準)

第十二條 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の代替、地すべり地塊の除去その他の地すべり防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべ

き地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することのできるものであること。

イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に對して安全な構造のものであること。

三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

(兼用工作物の工事の施行)

第十三條 都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物(以下これを「他の工作物」と総称する。)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)

第十四條 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は地すべり防止工事の必要を生じ

させた行為(以下「他の行為」といふ)により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川(河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川をいう。以下同じ)に関する工事又は道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ)に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事については、河川法第二十三条第二項又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)
第十五条 都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事を当該地すべり防止工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事(砂防法による砂防工事をいう。以下同じ)であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第二十一条第一項、道路法第二十一条第一項又は砂防法第八条の規定を適用する。

(土地の立入等)
第十六条 都道府県知事は、その命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第六条第二項から第十項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第八項から第十項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替へるものとする。

(地すべり防止工事に伴う損失補償)
第十七条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県知事が地すべり防止工事を施行したことにより、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合において、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をする必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県知事の統括する都道府県と損失を受けた者との協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(行為の制限)
第十八条 地すべり防止区域区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く)。

二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く)。

三 のり切又は切土で政令で定めるもの。

四 ため池、川排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という)の新築又は改良。

五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの。

都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

(経過措置)
第十九条 第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際に当該地すべり防止区域区域内において権原に基き他の施設等を設置(工事中の場合を含む)している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。

第三十条 森林法第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む)又は砂防法第四条(同法第三条において準用する場合を含む)の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為について、第十八条第一項の許可に附した者。

二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者
三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

5 都道府県知事の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に関する監督)

第二十二條 都道府県知事は、その職務の執行に必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその吏員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十三條 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

二 第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

三 偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

5 前三項の規定は、国又は地方公共団体の管理する地すべり防止施設については、適用しない。

(関連事業計画)

第二十四條 都道府県知事は、地すべりによる被害を排除し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画を勘案して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画(以下「関連事業計画」という。)の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

一 家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは除却又は除却される家屋その他の施設若しくは工作物に代る家屋その他の施設若しくは工作物の建設に関すること。

二 農地の整備又は保全に関すること。

三 農道、かんがい排水施設又はため池の整備に関すること。

四 前三号に掲げる事項に直接関連して地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項。

2 前項の勧告に応じて関連事業計画を作成しようとするときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(立退の指示)

第二十五條 都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命を受けた吏員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(地すべり防止区域台帳)

第二十六條 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができる。

3 地すべり防止区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 地すべり防止区域に関する費用

(地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十七條 地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり

防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

(主務大臣の直轄工事に要する費用の負担)

第二十八條 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、溪流(山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。)において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

2 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事以前項に規定するもの以外のものに要する費用は、国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担する。

3 前二項の場合において、当該地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり防止区域を管理する都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

4 前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担せようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該

該都府県の意見をきかなければならぬ。

(都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担)

第二十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で、溪流において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用の三分の二を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で前項に規定するものの以外のもに要する費用の二分の一を負担する。

(受益都府県の分担金)

第三十条 都道府県知事の施行する地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、当該都府県知事は、政令で定めるところにより、他の都府県の知事と協議して、他の都府県の利益を受ける限度において、当該都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

(市町村の分担金)

第三十一条 前四条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その地すべり防止工事又は地すべり防止施設の維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要す

る費用の一部を分担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が分担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第三十二条 主務大臣が地すべり防止工事を施行する場合において、まず全額国費をもつてこれを施行した後、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括すべき他の都府県は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項又は第二項の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第三十三条 都道府県知事の管理する地すべり防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該地すべり防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第三十四条 都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事の費用については、

河川法第三十二条第二項又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

第三十五条 都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第十八条第一項の許可に附した条件に特別の定めがある場合及び第二十条第二項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項、道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。

3 都道府県知事は、第一項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)

第三十六条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることがで

きる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該都道府県知事の統括する都道府県の条例で定める。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(負担金の通知及び納入手続等)

第三十七条 前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第三十八条 第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条第三項及び第三十六条第一項の規定に基づく負担金(以下単に「負担金」という)を納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することとができる。この場合における負

担金及び延滞金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第三十九条 負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県に帰属する。

(義務履行のために要する費用)

第四十条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第四章 ばた山崩壊防止区域

(ばた山崩壊防止区域の管理)

第四十一条 ばた山崩壊防止区域の施行その他ばた山崩壊防止区域の管理は、当該ばた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(行為の制限)

第四十二条 ばた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 立木竹の伐採(間伐、択伐)その他政令で定める軽微な行為を除く。又は樹根の採取

二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はばた山に關しては、建設大臣

ロイに該当しない地すべり地域又はばた山に關しては、建設大臣

地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。

第六章 罰則
（罰則）
第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一 第六条第七項（第十六条第二項又は第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第二十二條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条 第八條（第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者は、一万円以下の罰金に処する。

（罰則規定）
第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（経過規定）
第二条 この法律の施行の際現に地すべり防止工事施行中の地域の存する地すべり地域について、第五十一条第一項の規定により主務大臣たるべき者と現に当該工事の管理を所掌する主務大臣とが異なるときは、同項の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでは、現に当該工事の管理を所掌する主務大臣を当該地すべり地域についての主務大臣とする。

（費用負担の特例）
第三条 第二十八條の規定の昭和三十三年度における適用については、同条第一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「四分の三」ととし、同条第二項中「国及び都道府県がそれぞれその三分の一を」とあるのは「国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を」とする。同年度分の予算に係る負担金の経費の金額で翌年度に繰り越したもののについても、同様とする。

（地方財政法の一部改正）
第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二 第二号の次に次の一号を加える。
二の二 地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事に要する経費

（建設省設置法の一部改正）
第六条 建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第三号第九号の次に次の一号を加える。
九の二 地すべり防止に關する事業を実施し、並びに地すべり及びばた山の崩壊の防止に關する事業を助成し、及び監督し、その他地すべり等防止法（昭和三十三年法律第百号）の施行に關する事務を管理すること。

（農林省設置法の一部改正）
第七條 農林省設置法（昭和二十四年法律百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号の二の次に次の一号を加え、同条第五十九号中「及び治水事業を」、「治水及び地すべり防止事業」に改める。

第三十四の三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第百号）に基き、地すべり防止に關する事業を実施し、並びに地すべり及びばた山の崩壊の防止に關する事業を助成し、及び監督すること。

第九條第一項第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 農地の保全に係る地すべり防止に關する事業を実施し、並びに地すべり及びばた山の崩壊の防止に關する事業を助成し、及び監督すること。

第三十六條第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 農地の保全に係る地すべり防止に關する事業を実施し、並びに地すべり及びばた山の崩壊の防止に關する事業を助成し、及び監督すること。

第五十九條中「第二十四号の二の下に」、「第三十四号の三」を加える。

第六十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 林野の保全に係る地すべり防止に關する事業を実施し、並びに地すべり及びばた山の崩壊の防止に關する事業を助成し、及び監督すること

第六十三條第一号中「及び治水」を、「治水及び地すべり防止」に改める。

第六十七條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 林野の保全に係る地すべり防止事業の実施に關すること。

（住宅金融公庫法の一部改正）
第八條 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十七條第八項第一号及び第四号中「住宅」の下に、「災害復興住宅、地すべり関連住宅」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

六 公庫は、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第百号）第二十四條第三項の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基き住宅部分を有する

第一類第十二号（附屬の一） 建設委員会・農林水産委員会連合審査會議録第一号 昭和三十三年三月五日

七

家を移転し、又は除却する場合において、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者が、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日から二年以内に、当該家屋を移転し、若しくは当該家屋を除却してこれに代るべき家屋を建設し、又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に對し、当該家屋若しくは当該家屋に代るべき家屋(以下これを「地すべり関連住宅」という。)の移転若しくは建設又は当該地すべり関連住宅の移転若しくは建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、十八年(すえおき期間を含む。)以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算して三年以内とする。

第二十一条の二中「同条第一項、第二項又は第七項」を「同条第一項、第二項又は第八項」に改める。第二十一条の三第三項ただし書中「当該住宅、災害復興住宅」を「当該住宅、災害復興住宅、地すべり関連住宅」に、「当該住宅又は災害復興住宅」を「当該住宅、災害復興住宅又は地すべり関連住宅」に改め、同項第二号中「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加え、同項第四号中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅」を「住宅、災害復興住宅、地すべり関連住宅又は住宅若しくは地すべり関連住宅」に改め、同項第七号中「住宅又は災害復興住宅」を「住宅、災害復興住宅又は地すべり関連住宅」に改め、同項第八号中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改め、同項第九号中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加え、同項第十号中「同条第四項若しくは第七項」を「同条第四項若しくは第八項」に改める。

第二十三条第二項中「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加え、「第十七条第五項及び第七項」を「第十七条第五項、第六項及び第八項」に改め、「同条第五項」の下に、「及び第六項」を加える。第二十四条第二項中「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加え、「第十七条第八項各号」を「第十七条第九項各号」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

第八条の二第二項中「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を、「災害復興住宅」の下に「又は地すべり関連住宅」を加え、同条第二項中「災害復興住宅」及び「当該災害復興住宅」の下に「若しくは地すべり関連住宅」を、「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を加え、「二十五年(すえおき期間を含む。)」を「災害復興住宅に係るものについては二十五年(すえおき期間を含む。)以内、地すべり関連住宅に係るものについては三十年(すえおき期間を含む。)」に改め、同条第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

第十四条 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「前条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項」を「前条第一項、第二項、第四項から第六項まで及び第八項」に、「同条第四項若しくは第七項」を「同条第四項若しくは第八項」に改める。

第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

第二項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事又は地すべり防止工事(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三号)による地すべり防止工事をいう。以下同じ。)であるときは、当該海岸保全施設に関する工事については、河川法第十一條第二項、道路法第二十三條第一項又は地すべり等防止法第十五條第一項の規定を適用する。

第二十条第四項中「第十七条第五項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條 産業労働者住宅資金通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條 北海道防塞住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條 北海道防塞住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二項の場合において、他の工

第二十条第四項中「第十七条第五項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條 北海道防塞住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二項の場合において、他の工

事が河川に関する工事、道路に関する工事、砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。）又は地すべり防止工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一条第一項、道路法第二十二條第一項、砂防法第八條又は地すべり等防止法第十四條第一項の規定を適用する。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は地すべり防止工事であるときは、当該海岸保全施設に関する工事の費用については、河川法第三十一条第二項、道路法第五十九條第一項及び第三項又は地すべり等防止法第三十五条第一項及び第三項の規定を適用する。

第三十二条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項、道路法第五十八條第一項、砂防法第十六條又は地すべり等防止法第三十四條第一項の規定を適用する。

第三十九條第一項第二号中「第十二條第一項又は第二項」を「第十二條第一項若しくは第二項」に改める。

理由

地すべり及びばた山の崩壊による災害を防止するため、地すべり防止区域等を指定し、地すべり防止工事等を施行し、及び地すべり等の防止を阻害する一定の行為を制限するとともに、地すべりによる被害を排除し、又は軽減するための関連事業計画を定め、及びこれに基づく事業を実施した者に対する助成措置を講ずる等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

地すべり等による災害の防止等に関する法律案
地すべり等による災害の防止等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、地すべり等を防止し、及び地すべり等による被害を軽減し、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「地すべり等」とは、地すべり、山くずれ、がけくずれ及びばた山の崩壊（これに関し鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四條の規定により鉱業権者が必要な措置を講ずべきものを除く。）で住民の生命若しくは財産又は公共施設に対し多大の損害を及ぼすおそれのあるものをいう。

(調査及び地すべり等防止区域の指定)
第三条 建設大臣は、地すべり等のおそれのある地帯を調査した上、住民の生命及び財産の安全を確保し、並びに公共施設の保全を図るため、一定の区域を地すべり等防止区域として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の規定により地すべり等防止区域を指定する場合においては、あらかじめ、関係大臣に協議しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の調査に関する事務を都道府県知事に委任することができる。

(地すべり等防止区域の指定の解除)
第四条 建設大臣は、地すべり等防止区域について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その部分につき地すべり等防止区域の指定を解除しなければならない。

(地すべり等防止区域の指定又は解除の通知)
第五条 建設大臣は、第三条又は前条の規定により、地すべり等防止区域を指定し、又は解除した場合においては、その旨を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

(地すべり等防止計画)
第六条 都道府県知事は、前条の規定による地すべり等防止区域の指定の通知を受けたときは、当該地すべり等防止区域について、地すべり等を防止し、及び地すべり等による被害を軽減するための計画（以下「地すべり等防止計画」という。）を作成し、建設大臣の承認を得なければならない。地すべり等防止計画を変更するときは、また同様とする。

2 前項の地すべり等防止計画は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

一 地すべり等を防止するための施設（以下「地すべり等防止施設」という。）の新設、改良その他地すべり等を防止するための工事（以下「地すべり等防止工事」という。）に関する事項。

二 地すべり等の観測及び予報に関する事項。

三 家屋その他の工作物の移転に関する事項。

四 家屋その他の工作物の設置、土地の利用その他の行為の制限又は禁止に関する事項。

五 その他他建設省令で定める必要な事項。

3 第三條第二項の規定は、建設大臣が第一項の承認をする場合について準用する。

4 都道府県知事は、地すべり等防止計画につき第一項の承認を得たときは、当該地すべり等防止計画を関係市町村長に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

(標識の設置)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による地すべり等防止区域の指定の通知を受けたときは、その地すべり等防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、地すべり等防止区域内の土地の所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

(地すべり等防止工事の施行及び地すべり等防止施設の管理)
第八条 地すべり等防止計画に定め

られた地すべり等防止工事及び地すべり等防止施設の管理は、都道府県知事が行うものとする。

(直轄工事等)

第九条 建設大臣は、地すべり等防止工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施する必要がある場合若しくは都府県の区域の境界に係る場合又はその工事の規模が著しく大である場合であつて、都道府県知事がその工事を施行することが困難又は不適当と認めるときは、みずから、その工事をを行い、及び当該工事に係る地すべり等防止施設を管理することができる。

(地すべり等を促進する行為等の制限、禁止等)

第十条 都道府県知事は、地すべり等防止区域内における地すべり等を促進し、又は地すべり等による被害を増大させるおそれのある家屋その他の工作物の設置、土地の利用その他の行為を制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可に係る事業又は行為について、前項の規定による制限又は禁止をしようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可を行つた行政庁に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、地すべり等防止区域内における地すべり等を促進し、又は地すべり等による被害を増大させるおそれのある家屋その他の工作物の所有者に対し、一定の期限を附してその移転又は除却を命ずることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による制限若しくは禁止又は前項の規定による命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者とが協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から一箇月以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(家屋移転等の勧告)

第十一条 都道府県知事は、地すべり等防止区域内の家屋その他の工作物で地すべり等による損害を受けるおそれのあるものの所有者に対し、一定の期限内に、その家屋その他の工作物を移転し、又は除却するよう勧告することができる。

(地すべり等警報)

第十二条 都道府県知事は、地すべり等防止区域内の地すべり等を観測し、及び予報をするための設備を設け、地すべり等による災害が起るおそれがあると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し警報を発しなければならない。

(立退の指示)

第十三条 地すべり等による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事又はその命を受けた都道府県職員の必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(土地の立入等)

第十四条 建設大臣若しくは都道府県知事又はこれらの命を受けた者若しくはこれらの委任を受けた者は、地すべり等防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり等防止工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することゝ要しない。

第十五条 第六条第四項の規定による通知を受けた市町村長は、当該地すべり等防止区域について、土地を有効に活用するため、地すべり等防止計画に即して土地利用計画を作成し、都道府県知事の承認を得なければならない。土地利用計画を変更するときも、また同様とする。

第十六条 国又は地方公共団体は、家屋その他の工作物の所有者が地すべり等防止計画又は土地利用計画に基づき、当該家屋その他の工作物を移転するときは、地すべり等防止区域内の土地の売渡のあつせん、必要な土地若しくは家屋その他の工作物の取得の援助等当該移転を容易ならしめ、又は移転後の生活再建を援助するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第十七条 都道府県は、地すべり等防止区域の指定の際現に当該地すべり等防止区域内にある家屋その他の工

作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

第十八条 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

第十九条 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十条 第五項及び第六項の規定は、前項の場合において、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」と読み替へるものとする。

(土地利用計画)

第二十一条 第六条第四項の規定による通知を受けた市町村長は、当該地すべり等防止区域について、土地を有効に活用するため、地すべり等防止計画に即して土地利用計画を作成し、都道府県知事の承認を得なければならない。土地利用計画を変更するときも、また同様とする。

第二十二条 前項の土地利用計画は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

一 土地の利用区分に関すること。

二 土地の利用に關し必要とされ

る家屋その他の工作物の配置に關すること。

三 土地の利用に關し必要とされる公共施設又はこれに準ずる施設の整備に關すること。

四 その他農林省令・建設省令で定める必要な事項

第二十三条 市町村長は、第一項の土地利用計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会及び当該地すべり等防止区域内の土地の利用に關係する公共施設又はこれに準ずる施設の管理者の意見を聞かなければならない。

第二十四条 市町村長は、土地利用計画につき第一項の承認を得たときは、当該土地利用計画の要旨を公表しなければならない。

第二十五条 第一項の土地利用計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律(これに基き命令を含む。)の規定に従い、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第二十六条 国又は地方公共団体は、家屋その他の工作物の所有者が地すべり等防止計画又は土地利用計画に基づき、当該家屋その他の工作物を移転するときは、地すべり等防止区域内の土地の売渡のあつせん、必要な土地若しくは家屋その他の工作物の取得の援助等当該移転を容易ならしめ、又は移転後の生活再建を援助するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十七条 都道府県は、地すべり等防止区域の指定の際現に当該地すべり等防止区域内にある家屋その他の工

作物の所有者が、第十一条の規定による勧告に基き同条の期限内に、当該家屋その他の工作物を移転し、又は除却するときは、その者に対し、家屋その他の工作物(畜舎、収納舎等農業生産に直結するもので農林省令・建設省令で定めるものを以下「農業用家屋等」という。)を除く。の移転に要する費用についてはその四分の一以内を、農業用家屋等の移転に要する費用についてはその二分の一以内を、家屋その他の工作物の除却に要する費用についてはその四分の一以内を補助するものとする。

(地すべり等防止計画の実施等に要する費用)

第二十八条 地すべり等防止計画の実施に要する費用及び地すべり等防止施設の管理に要する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律九十七号)並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり等防止区域の属する都道府県の負担とする。

(直轄工事等に要する費用の負担割合)

第二十九条 第九条の規定により建設大臣が施行する地すべり等防止工事及び当該地すべり等防止工事に係る地すべり等防止施設の管理に要する費用は、国がその四分の三を、当該地すべり等防止区域の属する都道府県がその四分の一を負担する。

第三十条 前項の場合において、当該地すべり等防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、

建設大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり等防止区域の属する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担せよとする場合においては、建設大臣は、あらかじめ、当該都府県の意見をきかなければならない。

(補助)

第十九条 国は、都道府県知事が行う地すべり等のおそれのある地帯の調査及び地すべり等防止計画の実施並びに第十六条第二項の規定による補助に要する費用で政令の定めるものについては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以内を当該都道府県に対し補助するものとする。

2 国は、第十五条第五項の規定により地方公共団体その他の者が土地利用計画に基いて行う農地の造成及び改良並びに農業用施設の整備に要する費用で政令で定めるものについては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を当該地方公共団体その他の者に対し補助するものとする。

(市町村の分担金)

第二十条 地すべり等防止計画の実施又は地すべり等防止施設の管理がこれを行う都道府県の区域内の市町村を利するものである場合

は、その受益の限度において、当該市町村に対し、第十七条の規定により都道府県が負担する額から前条第一項の規定により国が補助する額を控除した残額及び第十八条の規定により都道府県が負担する額の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(受益者負担金)

第二十一条 都道府県は、地すべり等防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該地すべり等防止工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県の条例で定める。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(報告の徴収)

第二十二条 建設大臣は、この法律の施行に関し必要があるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(罰則)

第二十三条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた

日から一箇月以内に主務大臣に訴願することができる。

一 第十条第一項又は第三項の規定による処分

二 第二十一条第一項の規定による負担の決定

(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定により都道府県知事が行う制限又は禁止に違反した者

二 第十条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第六項の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第七条の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 地すべり等防止工事を実施、助成、及び監督し、その他地すべり等による災害の防止等に関する法律（昭和三十三年

法律第 号）の施行に関する事務を管理すること。

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正)

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

(土地収用法の一部改正)

4 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三条第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 国又は地方公共団体が地すべり等による災害の防止等に関する法律（昭和三十三年法律第 号）に基づき実施する地すべり等防止事業

(住宅金融公庫法の一部改正)

5 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「本項を」を「本項及び第六項」に改め、同条第八項を第九項とし、第六項及び第七項を一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 公庫は、地すべり等による災害の防止等に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第三条の規定による地すべり等防止区域の指定の際の居住の用に供する家屋を所有し、又は当該家屋を賃借し、若しくは当該家屋に居住している者であつて、同法第十条第三項の規定による命令又は同法第十一条の規定による勧告に基づき当該

家屋又は当該住居を移転するものが、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該命令又は勧告を受けた日から二年以内に人の居住の用に供する家屋で主務省令で定めるもの（以下「地すべり等移転住宅」という。）の建設（新たに建設された地すべり等移転住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入及び当該命令又は勧告に基づく人の居住の用に供する家屋の移転を含む。以下同じ。）をし、又は当該地すべり等移転住宅の建設に附随して土地若しくは借地権の取得をし、又は当該土地若しくは借地権の取得をしようとするときは、これらの者に對し、地すべり等移転住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「第四項、第五項及び第七項を」を「第四項から第六項まで及び第八項」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に改める。

第二十條第五項中「第七項を」を「第八項」に改め、同条第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第十七條第六項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、第一項の場合に準じて政令で定める。

第二十一条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十七條第六項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、そ

の償還期間については第二項の規定を準用する。

第二十一条の二「若しくは使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に」を「若しくは使用していた者又は同条第六項に規定する者が、それぞれ同条第五項又は第六項に規定する期間内に」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第二十一条の三第三項各号別記以外の部分中「災害復興住宅又は」を「災害復興住宅等(災害復興住宅及び地すべり等移転住宅をいう。以下同じ。又は「又は災害復興住宅」を「又は災害復興住宅等」に、同項第二号、第四号から第七号まで及び第九号中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に、同項第四号及び第九号中「若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に、同項第八号及び第十号中「第七項」を「第八項」に改める。

第二十三条第一項中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に、「及び第七項」を「第六項及び第八項」に改める。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に改める。

第三十五条第三項中「又は第七項」を「第六項又は第八項」に、「災害復興住宅」を「災害復興住宅等」に改める。

第三十五条の二第三項中「第七項」を「第八項」に改める。

第三十六条中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十九条第五号中「第六項」を「第七項」に、同条第六号中「第八項」を「第九項」に改める。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

6 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に、同条第三項「若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に改める。

第十六条第三号中「第六項」を「第七項」に、同条第四号中「第八項」を「第九項」に改める。

(北海道防災住宅建設等促進法の一部改正)

7 北海道防災住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第六項」を「第七項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改める。

第八条の二第一項中「第五項」の下に「又は第六項」を、「災害復興住宅」の下に「又は地すべり等移転住宅」を加え、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公庫が北海道の区域内において地すべり等移転住宅の建設をし、又は当該地すべり等移転住宅の建設に附随して土地若しくは借地権の取得をしようとする者に対し、公庫法第十七条第六項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限

度は前条第二項の場合に準じて政令で定めるものとし、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の償還期限については同条同項の規定を準用する。

理由

最近における地すべり等による被害の状況にかんがみ、国土の保全と民生の安定を図るため、地すべり等を防止し、これによる被害を軽減するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約十五億円の見込である。(平年度約二十億円)

○西村委員長 質疑の通告がありますから、順次これをお許しいたします。大野市郎君。

○大野(市)委員 ただいま御提案の地すべり等防止法案につきまして、主として政府案に對しまして質疑をいたしたいと思ふのであります。国土の保全と民生の安定という目的でこの法律を御作定の御趣旨はまことに同感でございますが、この地すべりは、実際の形が、長い年代にわたつてその地方で地すべり地帯と言われておつたのが方々の形だろふと思ふのであります。全国的な分布状態というものは、どんなふうになつておりましたか。これをまづお伺ひたいと思ひます。

○根本國務大臣 ただいま御指摘のよう、山くずれという自然現象は古くからございまして、かなり広範にわたつておりますが、詳細については河川局長から御説明申し上げます。

○閣議説明員 ただいまお尋ねのございました地すべり地域の分布状況でございますが、地すべりの全国における発生しております面積は十四万三千余町歩というところになっております。そしてその個所数におきまして約五千五百余カ所というところになっております。これを全国的に見ました場合には、全国の府県の中で関係いたしましたのは、北海道を初めて三十六都道府県にまたがっておりますのであります。そのうち、ただいまお尋ねになりました地すべりの多い府県として、一千町歩以上の面積を持つておるといふ地域についての府県を申し上げますと、山形県では四千町歩余り、千葉県で千七百町歩、新潟県で二万一千九百町歩余り、富山が二千八百五十町歩、石川が六千二百三十町歩、山梨が五千百町歩、長野が一万二千八百町歩、それから兵庫に参りまして一千七百七十五町歩、和歌山県が二千二百二十町歩余り、それから徳島県の七万町歩、愛媛の二千二百四十一町歩、高知県の一千四百七十町歩、佐賀県の一千百五十町歩、長崎県では二千三百九十町歩余り、こういうことになっております。

従いまして今申し上げましたような概況を大づかみに申し上げますと、新潟、長野、富山、石川の北陸方面の地帯、それから徳島、愛媛、高知の地帯、九州におきまして佐賀、長崎の穀倉地帯等に、今申しました局地的に地すべりの面積を膨大に擁してある、こういうのが概況でございます。

○大野(市)委員 ただいまの十四万町歩を越します膨大な地帯の御指摘でありましたが、これは御調査の個所につきまして単位面積の最低をいかにどこらになつておられますか。

○閣議説明員 地すべり地帯の地すべりの規模とかあるいは地層とか、いろいろな関係で規模的には大小さまざまございまして、これを平均して申しますと、二十四、五十町歩というのが全体の概況になっております。

○大野(市)委員 全国的な分布の状態はただいま承りましたが、このほか実際ににおきましては、各地方で小規模であります、人命並びに耕地などあるいはまた人家を含めまして、非常に悲惨な状況にある場所が多数あるものであります、こういう点に對しましての別な御調査はございますか。

○閣議説明員 ただいま申しました全国的な地すべり調査の概況の中には、五町歩内外にわたりますものも含めて申し上げておりますので、従つて今御質問になりました地域的に小規模であつても災害の予想されるというような部分も、大体これに入つてゐるのじゃないかと推定されます。

○大野(市)委員 この点はまた後ほどの法文の中でさらにお聞きしたいと思つております。そこで、今までに、これだけのものが累計されておりますので、今日まで地すべりに對して國が指導せられ、実施されたその技術面でお答えをいただきたいのであります。が、どんな方法でこれら災害の防止に當られておりますか。

○山本(三)政府委員 地すべりの対策の工事の種類の問題だと思ひますが、主として行なつておりますのは、御存じの通り地すべりは地中にすべり層が

ございまして、それが非常に水を含みますと、それに沿ってすべるといふ場合が非常に多いわけでございます。その地下水を何とかその層から早く抜く方法、これは地下水を抜く方法でございます。これは、その層までボーリングをいたしまして、それから水を早く地すべり地域外に抜いてやるという方法が、おもなものでございます。そのほかといたしましては、地すべり地域内に雨水が入ってこないように早くその水を区域外に出してやる方法、要するに下水みだいな管を作りまして区域外に早く放出しようという方法、それから場所によりまゝと、やはり地すべりを起す地域のり先を固めて、のり先からつぶれていかないようにするために防壁を作ったり、あるいは川の部分でありますと、その中に堰堤を作りまして川床を下らないようにしてやる、あるいは上げて地すべりが起らないようにするというふうなことも考えております。主としてはやはり先ほど申し上げました地下水を早く抜くという方法に重点を置いてやっております。

○大野(市)委員 この方法に対して、この法が成立したした晩において実施される何か西期的な防壁方法をお考えでありますか。

○山本(三)政府委員 地すべりを防止するには、やはり地質構造等の問題を十分調査いたさなければなりません。従来調査は地方の公共団体、県あるいは市町村が、市町村の場合には少ないのでございますが、県が調査を行なっておったのがおまなものでございますが、今回はこれを直轄で国が調査をいたしまして、地域指定はもろんのこと、

工事の方法につきましても調査を十分いたしまして、その上で計画を立てるということになっておりますが、しかしその具体的工事の方法といたしましては、やはり地下水を早く抜いてやるという方法が主眼になると思っております。従来小規模に地下水を抜いていた方法をもっと積極的にやるという方法が考えられると思っております。新しく西期的の別の概念の方法を考へるということは、現在のところは考へておりません。できるだけ地下水を大規模に的確に抜いてやるというところは十分研究をしたい、しかも実施していきたいというふうに考へております。

○大野(市)委員 そういたしますと、これだけの広大な地域に対しての防壁方法でありますので、ずいぶん予算措置も大きなものになるわけでございますが、この法に基いて実施せらるべき今年度の予算並びにこの十四万町歩のたゞいま判明いたしております限りのものにおいても、これを完全に防止するために概略いかほどの予算計画を用意しておられますか、この二点をお尋ねいたします。

○閣議説明員 地すべり防止工事を必要といたしまする地すべり地帯における地すべり防止工事の全体の事業費は、どうようなものであるかというところとが第一の御質問でございます。先ほど申し上げたように、地すべり防止工事の全体計画につきましては、この防止法案によりましてごらんの方に建設及び農林両省において計画を立てまして実施することになっております。従ってその事業の全体計画は両省にまたがっておりますのでございますが、

これを建設省関係について申し上げますと、建設省において行います地すべり防止区域の所管箇所数は五千五百八十四カ所のうち、三千五百カ所あまりを担当することになっております。その全体の対象地域の面積は八万七千九百三十三町歩余りになっております。これは全体事業計画といたしましては百八十七億円ということになるわけでございます。

なお農林省関係につきましまして便宜御説明申し上げますと、農林省関係では二千八百カ所の箇所数がございまして、対象面積五万六千六百町歩ということになっております。全体の事業費は百四十六億、これが国といたしまして地すべり防止に必要な全体の事業計画でございます。

なお昭和三十三年度の防止工事に必要な事業費はどのように予算上なっているかということでございますが、これは防止工事に對します三十三年度の建設省の事業費は、補助事業として実施いたしますが、国費として一億八千八百万円、これが三十三年度の国費分でございます。三十二年度九千五百万円でありましたのですが、今回の法律の制定並びに事業の計画的な実施ということで予算も増額いたしておるのでございます。

なお農林省関係につきましましては農林省から御答弁があることと思っております。○戸嶋説明員 ただいま三十三年度の建設省関係の予算についてお話をございしましたが、農林省関係は林野庁と農地局と両局に關連をいたしております。両局の關係で面積におきましては四百四十五町歩の防止工事を、それから対策を立てるための調査といた

しまして六百十六町歩、それから指定するための調査、それは一万五千町歩、これだけの仕事をやるために二億一千八百三十三万五千円、これと調査費を合せまして二億二千四百二十八万九千円というものが三十三年度の予算でございます。

○大野(市)委員 さうになりますと、建設省並びに農林省におきまして百八十七億あるのは百四十六億の全体の事業量を想定せられたに對して、昨年は格段に増額をいたしておるのばかりでしたが、何年でたゞいまわかった十四万町歩の地域に對する民生の安定、国土の保全が確保できましようか。一体何年ぐらいの想定でおられますか。

○山本(三)政府委員 先ほどの総事業費を三十三年度の事業費で直接割りまして七十年という数字が出て参ります。そういう数字が出て参りますけれども、この全体計画の中には、先ほど申し上げましたように地下水を抜く工事と、それから私どもといたしましては川の工事、砂防堰堤に類するもの、溪流の中に堰堤を作りまして、根を固めてやろうという工事が半分以上入っておりますので、これらの事業は全体計画の中に入っておりますけれども、状況に応じて逐次やられて参ればよいわけで、一ぺんにやられてしまわないでも、年を追ってやられていけばよいものでありますので、實際問題といたしましては全体をやらなければ結果がないというものではないのであります。で、それらの中でも緊急を要するもの、しかも効果の的確に上るものを選んでやられて参りたいと思っております。全体のものが安定する、しかも重要なものが安定するというめどのつきま

のは、少くとも十カ年ぐらゐではやりたいというふうに考へております。それから予算が少いではないかというお話もございしますが、先ほど御説明申し上げましたように、他の事業に比しまして、少い予算の中からはございすけれども、私どもといたしましては、地すべりの対策事業といたしましては、八割程度去年よりもふやまして、重点を置いておるといふ点は一つ御了承をいただきたいというふうに考へます。

○大野(市)委員 實は地方の実態から申し上げますと、今まで予算も少かつた關係もありますが、まさに危険に瀕しておるながらこれを救う道がなく、お互いに冷汗をかいておるような事態をたくさん見ておるのであります。その事例は幾つかありますけれども、時間の關係もありまゝから省略いたしますが、一例をあげると新潟県の新尾市の地域の中に、半蔵金という旧体制當時の村がございしますが、ここなどが実は非常に傾斜面に家が建ち並んでおまして、これらの家の移転を必要とする、これはもうわかつておるのであります。そこに住む者も移転するに金はなし、また防止工事をやるにしても、これが防止の技術的な方法が見つからないというふうな現地の判断がありまして、ただ不安にのみ襲われておるが、これを救済する方法がないというふうな人道上的問題にまでなるような集団農家の被害のおそれのある場所さへあるものであります。あるいは川筋において地すべりのためにそこが閉ざされて、一面湖になるといふふうな実例も見て参っております。ありまして、ただいまの河川局長のお

話で、実際は選抜をうまくしていくことによつて、十年くらいで何とか安定して順々にいけるというお話でありますが、私の見るところでは、この点は大へん疑問であります。ただ国家財政全体の上からの問題でありますので、ただ要るから出せというわけにも参らぬことは私もわかりますが、この予算の程度であつては、實際せつかく地すべり防止法ができて、地方によつてはなほは危惧にたえないような箇所を取り残されるのじやないかと心配をいたしておるのであります。この点は意見でありますので、その趣旨を御当局においても御理解いただいて、善処をお願いいたします。ただ先ほどの五町歩内外まで含んだ数字が十四万町歩だというお話でございしますが、どうぞ一つその点は、新しき調査においては取り残さないようにお願いをしなればならぬと思ひます。予算の規模その他につきましては、同僚議員からもお話があると思ひますので、要望を述べるだけで次に進みます。

次は法案の内容になるのでございしますが、第三条で「公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定する」となつておりまして、この公共の利害に密接な関係を有すると限定せられたのはどういう意味でありますか。

○開盛説明員 この法律の目的といたしておりますところは、第一条にありますように、地すべり、ボタ山の崩壊による被害を排除、または軽減をいたしますために、これらの地すべり、ボタ山の崩壊を防止するということによつて国土の保全と民生の安定に資する

ます。従つてこの目的を達成するためにまず第三条によりまして、この主務大臣が関係都道府県知事の意見を聞きまして、地すべり防止区域の指定をいたすわけにございします。その指定が行われますれば、その法律上の効果といひましてその区域の管理を知事が行いますし、またその管理に基きまして防止工事の基本計画を立てるというところが續いて参りますし、また同時に、その区域の中における行為の制限といふことを行います効果が發生してきておるのであります。それらの事柄はいずれも国の事務としての建前を貫いておるのがこの法律の趣旨でございしますので、第三条におきまして第一条の目的に連なる趣旨を入れまして、地すべり区域及びこれに隣接する区域のうちで公共の利害に密接な関連を有するものを防止区域として指定する、こういうふうにいいたしたのでございします。

○大野(市)委員 これは私先ほど対象になります地域に対して平均は二十五町歩であるが、計算上五町歩内外も入つておるといふ御答弁で一応承わつておきましたが、私が心配いたしますのは、予算その他の関係もあるというふうな見地から、公共の利害に密接な関係を有するものという解釈があるいは厳格にせられるのあまり、相当のまとまった被害があるにかかわらず、防止地域の指定から除外されるおそれがないか、こういう心配を持つのであります。この第三条によつて指定せんとする地域の大小その想定規模をどうなふうに考えておられますか。

○山本(三)政府委員 具体的に今後できるだけ公共の利益の強いものにつぎましては指定していきたいというふう

うに考えておるわけにございしますが、特にこの地すべりが起きたために治山、治水、国土保全に影響のあるもの等につきましては、その面積の大小を問わないということではございしませんけれども、それがすべりやすく、そのすべった上に乗つておる部分だけでなくて、そのほかにも影響するところが大きいというふうなものももちろん取り上げたい。それから人家等がその下にありまして、それが非常なる被害を受けることが予想されるというものにつきましては、地すべり地帯の面積が大きいとか小さいというふうなものも考慮しない、人命及び人家の保護といふような問題につきましてはぜひ入れていきたい。それからそのほか鉄道とか、道路、橋梁等の公共施設がある場合、それから官衙とか、学校、病院等の公共建物等がある場合には考へていきたい。それから林地及び耕地等の安定のためにやらなければならぬというふうなものは、ぜひ指定の中に入れていきたいというふうな考えております。

○大野(市)委員 農地の関係や林野の關係においては、そういう単位町歩についてどういふ構想を持っておられますか。

○正井説明員 地すべりの關係の防止の工事は非常に復旧のための、防止防止のための事業費も高うございします。通常私どもの土地改良におきましては、団体營農事業等で採択基準は二十町歩とか非常にまとまったものを対象にいたしております。しかしただいま申し上げましたように、防止工事の事業費が非常に高うございしますので、その単位というものは、先ほど五町歩

というお話がありましたけれども、もっと低いもので参りたいと思つておりますが、どの程度ということはまだ最終的な結論を得ておりません。ただ何と申しましても、事業費が非常に高うございしますので、基準をすつと下げて参りたいと思つております。一つの判断としましては、面積だけではなくて、事業費、そういうものも指定の基準にいたしたいというふうな考えております。

○大野(市)委員 河川局長の方では、いわゆる公共の利害という問題で、学校があるとか、あるいはそういうふうなもので大へん説明がわかりやすかつたのであります。農地、林野の問題におきましては公共の利害に密接な關係といふことは、具体的に言ふとどんなことでありますか。

○正井説明員 耕地だけが離れてある場合はございせんので、おおむね農業をやつておられますところに農家の住宅がございしますし、農業用施設がございしますし、また農道等もあるわけでありまして、そういう点の關係を考へて参りたいというところでございします。御参考までに申し上げますと、林野の方で保安施設の指定をいたしておりますが、この場合には大体地区指定の基準を事業費が百万円程度というものを対象にいたしておるのが例でございします。そういう点を考慮いたしました上で、先ほど河川局長が申されましたように、いろいろと公共的な施設との関連もございします。その辺をあわせ考へて指定をいたしたいと考えております。

点で御質問いたしましたので、またこの点も同僚議員からもお話があると思ひますから、次に進みます。

やはり三条の問題であります。この法案によりまして、隣接の地域といふものがあつて、そこも同じく、いわゆる地すべりのおそれのあるものまでしか入つておらないので、現実に地すべりしている地区、または地すべりすおそれのきつて大きい地区が地すべりを起しますときには、そのすべつていった場所がやられてしまふわけなんでしょう。従つて、この防止区域の指定が、第三条の内容によりまして、すべつたために被害をこうむつた地域はどういうふうにしてこれを救つたらよろしいか。条文から見ますと救えないような印象がありますが、これについてお伺ひします。

○開盛説明員 ただいまの御質問は、本法案の地すべり防止区域の地域といふものが、現に地すべりを起しておる地域と、それからおそれのある地域を地すべり区域として、これに隣接する区域は、地すべりを助長し、誘発し、または誘発するおそれのある地域といふふうな区切つて地すべり防止区域としておるから、その地すべり地域がすべつたならば被害を受ける地域は、一体どういふふうになるのだ、こういう御質問であつたように存じます。

被害を受ける区域というものを、なぜ防止区域に指定しなかつたかという問題でございしますが、地すべりを防止するためには工事を行います必要性のある場所は、現に地すべりを起しておる地域及び起すおそれのある、つまり隣接区域等ございまして、そこでは防止

ます。ことにその防止工事と同様に、地すべり防止に支障を与えるような行為を制限するという区域につきましても、ただいま申しました防止区域に限定をいたしたのでございまして、要はすべったならば被害を受ける、こういう地域についての問題は、この法律の第二十四条におきまして、関連事業計画という事項を設けてございまして、関連事業計画を行います地域について、地すべり防止区域の中と外と両方にわたって行う、すなわち地すべり防止区域に隣接する危険区域についても関連事業を行うわけでございまして、従ってこれらの地域における危険家屋の移転、もしくは除却等については、この条項で、さらに必要な農地あるいは農道等の計画等につきましても、この条項で行う、こういうこととございまして、そういうことによりまして、防止区域及び被害区域と両方あわせて、この法律によって必要とする施策を総合的に考えていきたい、こういうふうな考へておる次第でございまして。

○大野(市)委員 それでは次に、十八条の行為の制限というところでありますが、ここで述べられておりますことはよくわかるのでありますが、そのうちの第一号のカッコ内の軽微な行為は政令で定める、あるいは第二号にもそれがあつて、それから第三号では、「のり切又は切土で政令で定めるもの」というふうな川辭がございまして、第四号においても、「ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良」というふうな事項が並べてありまして、いずれも政令にこれをゆた

ねている部分がございまして、この行為の制限は、この地すべり等防止法案の趣旨からいたしますと、厳格なことを望むのでありますが、また農地の経営に当りまして、あるいは林野の経営に当りましては、それだけでない経営上の必要がありまので、許可を受けねばならぬ事項の解釈においても、あまり煩瑣になつては困ると思ひますが、これらの政令の内容などは、すでに当局においての御腹案があるのであります。

○山本(三)政府委員 たいにお話の行為の制限は、地すべりを防止する建前からいいますと、きつてやつた方がいい。それから一方から申しますと、一々小さなもので許可を受けるといふことは、非常に煩瑣である。要するに阻害するようなもの以外は、一々許可を受けさせないようにして差しつかえないじゃないか、こういう御意見のようでございまして、その通りでございまして、たとえばため池等の問題につきましても、あるいは地下水の問題等についていたしまして、関係各省と御相談して政令はきめるわけでございまして、たとえば第一番目の「地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの」という項目がございまして、詳しくこの通りやりまして、人家で自分の飲み水にする井戸等を掘る場合、あるいはよそから飲み水のために水を持ってくる、そして地すべり地帯に、その余つた水を捨てるといふようなもので、一々入るわけでございまして、そういうふうなたぐいのものは、一つこの政令で除外しようというふうに考へてゐるわけでございまして、また第二号の問題も同じくでござい

まして、水をまいたり、あるいはたんぼへ水をかけたり、あるいはたんぼに水を貯留するといふような問題を、一々許可にかけさせるのも煩瑣であるので、こういうものも一つ除外したいというふうに考へております。それから三号は、「のり切又は切土で政令で定めるもの」でございまして、これは許可にかけるのを政令で定めるものでございまして、盛り土あるいは切り土をいたしまして、それがために土地の均衡が破れまして、そのために地すべりが起るといふようなことでは困りますので、これらの問題につきましても、地質の状況等もございまして、盛り土の量であるとか、そういうものを、差しつかえない程度のもものは除外いたして、政令できめたいといふふうに考へております。それから四号につきましても、やはりため池、用排水路等の問題は、漏水などがありまして、地下水が非常にふえてくるおそれがありま

すので、水が非常に漏るようなもの、一つ考へてもらわなければならぬというふうに考へてゐるわけでございまして、それから第五号は、「前各号に掲げるもののほか、」でございまして、そのほかといたしましては、その地すべり地帯に非常に大きな重量物を置くとか、あるいはたくさん土を盛るとか、あるいはたぐいさんの土を盛るとか、いふような行為でございまして、これらによつてもやはり目方がふえまして、地すべりを助長するといふことがあつてはいけませんので、それらの問題についても、政令できめたいといふふうに考へております。

り防止区域の管理に要する費用の負担原則」の条項でございまして、これがいわゆる「防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き」これらの費用は都道府県が負担するといふ条項であります。他の法律に特別の規定がある場合」といふ「他の法律」はどういうものがありましようか。

問題に関しては、協議が相整わざるときには、そこに持ち込むことができるという救済規定、あるいは仲裁規定があるのでございまして、ただいま申しました第二十条二項、第三十条、第三十三条はいずれも協議とだけきめて、その次の段階がございまして、協議相整わざるときはいかにようになりますか。

○關盛説明員 たいにお話のありました二十七条の特別の規定は、地方財政再建促進特別措置法及び昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害復旧等に関する特別措置法でございまして。

○國宗説明員 まず第一点の二十条の協議でございまして、これは法律案第十八条による許可にかわるべき協議でございまして、協議をもつて許可にかえる措置でございまして、協議をもつてかえられる主体は国または地方公共団体でございまして、これらの主体はいずれも法権力の主体でございまして、地すべりを管理するところの都道府県知事と同じ系統の資格を持つ人でございまして、許可にかわるに協議をもつてしたわけでございまして、なお協議整わざる場合いかかというところでございまして、このような措置を規定いたします場合には、国、公共団体、他の人格である国、公共団体と協議整わざる場合の措置が書いてないのが通常でございまして、これはあくまでも協議整うことを前提といたしまして、協議整つたときに、初めて許可にかわる効力を有するものとして考へておるわけでございまして。

○大野(市)委員 次にこの法律の中に、約三カ所ほど協議によつてものをきめる内容が載せてあります。すなわち、ちよつと戻りますが、二十条に「許可の特例」といたしまして、その第二項「国又は地方公共団体が第十八条第一項各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもつて足りる。」という言葉があります。それから三十条に参りますと、「受益都府県分担保金」の項目で、これが分担保金を他府県の知事と協議して分担保金をとることができるという規定があるのですが、この他府県知事との協議という言葉の内容、それから三十三条の「兼用工作物の費用」の項目であります。この費用の分担についても「当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。」となつております。そこで、たとえば土地の収用法の

次に、三十条の受益都府県の費用負担の協議でございまして、これは他府県に對しましては、一方的に受益者分担保金を徴収するために賦課するといふ方法をとらずして、協議をいたしまして、徴収方法を同時に定めることにいたしております。その手続き基

う意味でございます。

○大野(市)委員 最後に第四十七条の「家屋の移転者等に対する住宅金融公庫の資金の貸付」の項目であります。この項目によると、相手が住宅金融公庫であるからでございますが、「住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合」というもので、この内容をまず押えてあるようでございます。

その中で三行目の「当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者が、自ら居住し、又は他人に貸すために、云々」という規定があります。この場合所有者あるいは現在居住者が、居住住宅あるいは他人に

庫におきましてはこういう場合の規定はございませんが、特にそういう方々も住宅の建設、または建設のための資金が必要な場合には、この規定によって融資をしようということのために特にこの規定をいたしたわけであります。もちろんこの法律によらないで、一般の公庫融資によりましては賃借人に住宅の融資ができるという道もございますが、特にこの規定においては賃借人にも融資ができるという道をこしらえたわけであります。

○大野(市)委員 四十七条でこの問題を特に申し上げますのは、この地すべり地帯に住んでおります者は、あるいは

は一説によれば地盤が変動するので、農地なども肥沃であるからというようなことを言われますが、われわれが地方の実態を見ますと、地すべり地帯というのは祖先の時代から動くところだというようなことを知っておるのではありません、いろいろの場所があると思ひますが、私の見聞いたしている地方におきましては、そういう場所に住みたくないのです。もっといい場所に行きたいのだけれども、そこがたまにまあいっているの、開墾して家を建てて住み込んだというような家族が多いのであります。従つてこれらの諸君は金を貸すからというので、さうすぐ借金をして移転するが、その借金をいつ返すかという問題で、返済能力からいつても非常に苦しい生活をしている者が多く見られるのであります。そこで私は四十七条の規定によつて新しい方法で住宅金融公庫の資金のワツがとれることは、もちろんないより喜ぶ者であります、金を借りればよからうといつても、実際は返却に困る人たちがおるのであります、こういう点に對して昨年の八月ごろには政府部内におきまして、移転に對して補助金を出したらよからうというふうな御主張が流れておつたやに記憶しておりますが、それらの補助金というふうな構想が住宅移転に對して姿を消したのはいくらか事情がございますか。

○山本(三)政府委員 家を移転した者に対する補助金の問題でございますが、これは補助金をつけてやりますならば移転する人たちに對しましては非常に有利になるわけでございまして、その後いろいろ研究をいたしまして結果、移転するということは、非常に個人に財産なり生命を守ることにございまして重要なことであります、さうして一方から考えてみますと、その移転するといふことが他の一般の公共的な利益の増進になるかどうかというふうな考え方も一方ならなければならぬといふような点から問題があるわけでございまして、他のこんなふうな例と比較勘案いたしまして、出せばいいこととはわかつておりますけれども、たとえば災害を受けた住宅等の問題につきましても補助金を出していいような現状でございしますので、それは一つ融資の方法で救つていくのがいいじゃないかといふことに相なつたわけでございまして、それで金のない人は返す目安がないからできないじゃないかと、いふことも考えられるわけでございしますが、それは現在におきましても、このために公営住宅等を県が作りまして、それに移つていただくといふふうな方法も併用いたしまして、公営住宅ならば家賃が非常に安く済みますので、その方も併用いたしましてその方法で考えていただくのが諸般の状況を勘案いたしましていいのじゃないかといふことで、こういう形にいたしましたわけでございます。

○大野(市)委員 この条項に關連いたしまして、条文にないものであります、やはり關係いたします地域が、林野あるいは農地を保有するところの農村地帯にほとんど全部がある関係、このほかに、いわゆる住居のほかに農業の諸施設といふものが、たとえば納屋とか畜舎とかいうようなものが必ずあるのであります、この点に對してせつ々しく住宅金融公庫の新しい構想が盛られるくらいでありますから、民生の安定を国土の保全とともに目的としておる建前からいいますと、このいわゆる付属建物に對しても、これは獨立家、住宅部分を有する家屋にならぬので、住宅と別個の建物の場合が多いのであります、これを住宅金融公庫にお願ひするわけは参らぬでしょうから、いわゆる農林漁業金融公庫の方でこれと同様な条件をもつてその貸付——私は補助を欲するものであります、この条文の形で貸付の形でいくにいたしまして、そういう用意が欠けておるようではありますが、この点は農林当局においてはどんな工夫でございましょうか。

○正井説明員 ただいま御質問がございましたように、農村地帯において地すべりが多いわけで、山の現象であります、ほとんどが農家であるわけであり、そこで住宅に對して融資の道を講ずるとともに、農舎あるいは畜舎につきましても農林漁業金融公庫から融資の道を講ずることを考えております。ただ公庫法の十八條に、主務大臣が指定をした施設について融資することができるといふ規定がございまして、特に法律に規定をしなくても十分にその措置ができるわけでありまして、法律の規定はいたさなかつたわけでありまして、融資の条件等につきまして申し上げますが、現在個人施設につきまして農林大臣の指定の施設がございしますが、ただいまは条件といたしまして、たとえば畜舎に例をとりますと七分五厘で十年、そして据え置き二年といふ扱いになっております。これにつきまして災害がございましたときには、その災害のつど主務大臣がまた指定をいたしまして取り上げることになつておりますが、その際の条件が七分で据え置き一年、償還期限十五年といふことになっております、地すべりの場合農舎をつけ加えることにしたいと思ひますが、農舎及び畜舎等につきまして災害並みの条件をもちまして融資の道をいたしたい、据置期間につきましては延ばす、また償還期限も一般の場合よりは五年延ばしまして、融資の道をつけたいと考えております。

○大野(市)委員 それについて承わりたいのですが、住宅金融公庫の方ではこの四十七条でお貸し下さるときの評単価はいかほどに見ておられますか。

○鮎川説明員 貸付金の貸付条件の利率、償還期間等につきましては法律で明示いたすようにしておりますが、貸付金額の限度につきましては政令をもつて定める予定にいたしております。政令の際にその坪当りの単価が出て参るわけでございしますが、ただいま私どもが事務当局において検討しておる考えを申し上げます、大体平均して坪当り二万円程度を考えておるわけであります。

○大野(市)委員 これは議論になりまして、坪当り二万円の点に比べて坪程度と考えると、二万円が三十三万円程度になります。従ひまして一件当りの貸付の金額の最高限度は三十三万円程度になるわけでございします。さらに土地費を三万円程度考えておりました、合計しまして三十三万円程度の貸付の限度をたゞいま考えておるわけでございます。このような計算をいたしました基礎を申し上げますと、地すべりの移転の場合、これは建築の場合もございしますが、主として移転が行われるだらうといふふうに考えておるわけでございまして、移転の際には従来の住宅の材料がそのまま使える場合もございしますので、新築の場合よりも古材の使用率等が相当多いのではないかと考えられまして、私どもの計算の基礎としましては大体このように考えておるわけでございします。

○大野(市)委員 これは議論になりまして、坪当り二万円の点に比べて坪程度と考えると、二万円が三十三万円程度になります。従ひまして一件当りの貸付の金額の最高限度は三十三万円程度になるわけでございします。さらに土地費を三万円程度考えておりました、合計しまして三十三万円程度の貸付の限度をたゞいま考えておるわけでございます。このような計算をいたしました基礎を申し上げますと、地すべりの移転の場合、これは建築の場合もございしますが、主として移転が行われるだらうといふふうに考えておるわけでございまして、移転の際には従来の住宅の材料がそのまま使える場合もございしますので、新築の場合よりも古材の使用率等が相当多いのではないかと考えられまして、私どもの計算の基礎としましては大体このように考えておるわけでございします。

○鮎川説明員 新築の場合は、この例で申し上げますが、公庫の融資住宅で災害復旧住宅の新築の貸付をいたしておりますが、その際の坪当り単価が大体二万五千円程度であります。従ひまして、そのようなことを考えまして、古材の使用率あるいは河川などで移転をいたします場合の補償の基準、そういう点を勘案いたしまして、大体二万円程度で妥当ではないかというふうな考えをいたしております。

○大野(市)委員 この点に対しては、政令の内容でありますので、そういう御腹案は承りましたが、私どもは移転ということがずいぶん金を食うことであるのを知っておるのであります。従って、ただいまの御腹案が妥当かどうかという点に対しては疑問を持ちます。この点に対しては承服をいたすわけには参らぬのであります。

引き続いて農林漁業金融公庫の方に伺いたいのでありますが、条件の悪い待遇を受けそうな住宅金融公庫でも今のお話であります。ただいまの形で、七分という金利でやりますと、片方は五分五厘になりますので、この点もこの際特殊な災害を未然に防ぐ工作でありますので、住宅金融公庫並みに金利を引き下げる、そういうような事例を望みたいのであります。が、当局においてはそういう御用意はありませんか。

○正井説明員 お話の点でございますが、実は住宅の融資条件と比較いたしましたので、私どもいろいろと検討いたしましたわけでありまして、住宅の場合は、一般の場合もすべて五分五厘で融資をいたしておりますが、農林漁業金融公庫の場合、土地改良、あるいは林業の代調資金、いろいろな資金があるわけでありまして、同様の施設につきましても、現在の融資の条件と申しますのは、先ほど申し上げましたように七分五厘、十年の償還という建前になっておりますので、それをそういつた金利体系の中でできるだけ有利に進めるという意味合いにおきまして、先ほど申し上げましたように、災害に相当する扱いで条件をよくする、こういうことで大体の結論に近いものを得たわけ

でありまして、どうも金利の体系の中の一つでございますので、非常にその点やむを得ない線ではなからうかというふうに考えております。

○大野(市)委員 ただいまの金利体系の問題もあるからというお話しでございますが、この点はせっかく地すべり法案という新しき方法で、恵まれない国土のそれらの個所が救われるというところでありまして、金利その他の点に対しても、格段の御配慮をなさるべきものと思っております。これは議論でありまして、委員会の審議の過程においては私はその形においては承服ができないのであります。

以上、まだ申し上げたいことがありますが、時間の関係もございまして、質疑を打ち切ります。どうぞ初めて目の目を見ようとする地すべり地帯のことでありまして、とりこぼしのないように、またせつかく救済をするならば、ほんとうに善政、徳政、喜ばれるような政府の施策を望むわけであります。審議の過程にあたりまして、以上御質疑をいたしまして私の質疑を終ります。

○西村委員 井手以誠君。

○井手委員 地すべり防止法案の審議に先立ちまして、この法案が、最近地すべりの被害が非常に大なるにかんがみて、各地元の要望に沿って、建設、農林両省が、両省間にまたがる立法作業の困難を克服されまして今国会に提案されたことにつきまして、おそくなつてはおりますけれども、この努力に対しまして敬意を表するものであります。法案の条文についてはいろいろただしたいところもございまして、本日は大臣もお見えになっておりますし、

法案の基本問題について数点お伺いをいたしたいのであります。

最初に事務当局にお伺いいたしますが、先刻、地すべり地帯の総工事費は百八十億に上ると承わったのであります。その五千五百個所、十四万町歩百八十億に上る地すべり防止工事の中に、緊急にやらねばならない個所、その区域内の農地あるいは移転を要する家屋はどのくらいお考えになっておるのか、ほかの問題と違つて、御承知のように地すべり地帯では、一日々地すべりが拡大いたしております。特に二期を控えて、こういう緊急なものには早急にやらねばならない問題であります。両省でも五カ年計画であるとか、あるいは緊急にやらねばならない家屋の移転が一千万四千戸だとか、いろいろときたま発表されておるようでございますが、緊急に人命、財産、国土を保全しなくてはならない地域は、何箇所であるか、どのくらい農地があるか、あるいはどのくらい家屋を移転しなくてはならないのか、その数字をまず承りたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 ただいまのお話でございますが、米年度の問題から申し上げますと、三十三年度でぜひやりたいという県からの申し入れがあつたのがございまして、それによりまして、私どもの建設省といたしましては、米年度の予算を要求したわけでございまして、その分が補助金といたしまして約四億円であります。それから家屋移転でございますが、これにつきましては、県からの要望といたしまして、三十三年度で千五百戸やりたいというふうな申し入れがあつたわけでございます。これはお話のうちで一

番急ぐ分だというふうに考えておるわけでございます。これに引き続きまして、緊急度の次に続くものが出てくるわけでございますが、先ほどの百八十億と申し上げまして、それに該当するものが建設関係は三千数カ所あるわけでございますが、この中で五年でできてだけやろうかという点につきましては、これから具体的に調査をいたしまして決定するわけでございまして、もちろん米年度の予算は県側の要求の半分にも及ばないというふうな状況でございます。従いまして三十三年度の予算をそのまま続けていったんでは、五カ年なりあるいは十カ年に要するあるいは危険と思われるようなものができないような状況でございます。私どももいたしましては、どうしても現在の程度の倍以上の速度をもつてやらなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、

○井出委員 そういうふうな承わつておるわけではございません。建設省も農林省も主管省としてはこれだけはやらなくてはならぬという良心的な数字をお持ちになつておると思うのです。先回りをした答弁ならぬでもないのです。よ。ときによると、五カ年間であなたの方は二十億とか、林野関係では二十億とかいう数字も出ております。ここに持つてもありますが、そんなふうには百八十七億にも上る工事費のうち、緊急にやらなくてはならない、五カ年くらいでやらなくてはならぬというその範囲はどれくらいであるか。これを私は数字だけお聞きしているわけですからここで何も大職官にああだこうだという予算の関係ではございませ

んから、その点は御心配なく御答弁願ひたい。

○山本(三)政府委員 よくわかりました。その点につきましては、私どもの方といたしましては、五カ年計画を立てておりますのは約七カ所ございまして、それに要する事業費は二十億円でございまして、

○井手委員 家屋は。

○山本(三)政府委員 家屋は約一万戸であります。

○戸嶋説明員 林野関係の方では最も緊急に手をつけなくてはならないというものは、大体五カ年でこれをやっていきたいという考え方であります。直接の地区としましては二千七百六十町歩、これに要する――これは直轄と補助と両方の事業費を足しまして、二十億五千万円というふうになります。

○正井説明員 農地の関係といたしましては、面積にいたしまして四千二百五十町歩、事業費で十八億七千万円、大体その程度を五カ年間の事業といたしたいと思ひます。

○井手委員 大体緊急にやらねばならない見当がつきました。農林省は家屋は別にありません。

○正井説明員 住宅につきましては、建設省で一括して取り上げております。

○井手委員 そこで大臣にお伺いをいたします。ただいまお聞き及びの通り、各道府県の要望によつて緊急に良心的にやらねばならないところが、少くとも五カ年間に建設省で二十億、農林省では三十億という数字が出て参つたのであります。これはほかの土地

改良事業であるとか、あるいは河川改修とは違ひまして、目の前に災害が来るものがわかつてゐる、もう刻々地割れが拡大してゐるのです。そういう危険を前にして、これは災害は先般私も申し上げましたように、あらかじめ知る事ができるわけです。そういう緊急な五十億を要する工事に對して、ことしの予算は初年ではありますけれどもあまりにも私は少いと思う。五十億というこの緊急な工事をどうしてもやつてもらわなくてはならぬ。これに對して大臣はどのようにお考えであるか。

来年は必ずこうするといふ今後の見通しを、関係地方が安心できるあなたの熱意なり誠意を、一つこの際お見せ願ひたいと思ひます。大蔵大臣ではあなたはありませんから、そこまでは聞きません。

〇根本國務大臣 御指摘の通り地すべり法案を出すようになりましては、従来から非常にこの問題が取り上げられておりましたけれども、なかなかこれが現実的な措置としてはむずかしかったものであります。昨年の九州の豪雨によるあの被害が世論を動かされて、いよいよこの単独立法をする事になったのであります。私も、実は特別会計を設けるような根拠はございません、ございませぬがやはりこれは年次計画を立ててやりたいと思つて相当苦心いたしましたけれども、實際上今まではいづゆる緊急砂防といふ名のもとに、あるいはまた林野庁におきましても保安措置としていろいろやつた程度でありまして、全体としてまだ必ずしも完全なるこれが調査もできてい

ない、そのためにまず全体の事態を把握して、しかる後これはやらなければならぬといふ事は議論になつて参つたのであります。大蔵省との折衝の際におきましても、これは従来県方面からの申請があつたのと、それから一応概定の数によつてこれは算出の根拠を出したのであります。なかなかその点意見が一致しないために、今年に残念ながら今御指摘のようになつて、今年に立法措置をしたことに對する裏づけの予算としてははなはだ私も実は残念でございます。しかし今後におきましては、御指摘の通りこの地すべりによる被害がまことにこれは深刻でございます。範囲はそれほどはありませんが、範疇はそれほどではございませんけれども、被害を受けるところは非常に深刻である、しかも個人的措置としてはどうにもできない。しかもまた一面においては、そういう危険な状態に移転したらいけないやないかという声もあつた。しかし、しかし、地すべり地帯に危険を冒してなお生活しなればならぬといふ、その地区における農地の非常に多いところ、そういうところから見ておきますと、これはぜひ今御激励を受けたように、農林省ともどもに明年度からはこの緊急の五カ年間に於いて一応体をなす程度までは予算措置をするように努力をいたしたいと思つておる次第であります。

〇井手委員 三十三年度が初年度でもあります、また調査の必要もあるといふ意味で、私はこれ以上大臣に追及はいいたしません、しかしお聞きのように五カ年間で五十億の工事をしなくてはならぬ、一万戸を移転しなくてはならぬといふ緊急事態でございませう。法案にはおそれのあるといふ文句

がずいぶん出ておりますけれども、これは危険に類してゐるのです。おそれのあるところをなくして、刻々これは迫つてゐるのですから、その意味でその意氣でやつてもらひたい。特に雨季を控へまして緊急に工事をしなければならぬところがずいぶん出てくるのだらうと思ふ。おそらく一億二億の金では私は足らぬと思ふ。そういう場合には予備金でも出して、八十億に上る予備金の中から出して、この危険を未然に防止するといふ熱意はお持ちかどうか。この点を一つ……。

〇根本國務大臣 これは一応現在の予算措置で施策を講ずるのであります。が、予算を執行してなかつた不足に、しかも非常に危険が現実的に迫つておるといふ事態が明確に把握されますれば、われわれの方としては、その対策として、必要の場合においては予備金支出も要求する覚悟は持つております。

〇井手委員 そういふふうに多額の工事費が緊急に要するといふことを私も見まして、私も地すべり地帯における災害の防止に關する法律案におきましては、初年度十五億を予定しておきます。やはり十五億内外はこれを計上しなくては、防止の対策は立てられぬと思つておられます、大臣の格段の御努力をお願い申し上げる次第であります。

〔委員長退席、久野委員長代理着席〕
そこでお尋ねいたしますが、この地すべり地帯というのは、全国で三十数道府県にまたがつておるやうに承わつております。どこもやはり緊急な事態であらうかと思つておりますが、この

地すべりといふものはどういふもので、最近どういふ傾向にあつて、どういふ危険な状態にあるかといふこと、特に最近被害が頻発してあります西九州の状態、こういうことについて、地すべりは非常に危険だ、さらに今後地すべりおそれのあるところの問題について、概括的に一つ事務当局からでもいいのですが、伺ひたい。

〇山本(三)政府委員 地すべりも地層の状況によりまして、いろいろ種類があるわけでありまして、大体申し上げますと、まず第一に佐賀、長崎方面の西九州における地すべりは、三紀層の上に玄武岩が乗りまして、その間にすべり面ができてすべりものでございませう。それから宮城県の鬼首といふところがございますが、あるいは箱根とかあるいは霧島付近がございませう、これは温泉地帯に酸性白土がございませう。その層がすべりものでございませう。それから四国の徳島県、愛媛県、高知県等の場合におきましては、古生層の結晶片岩の部分が節理に沿つてすべるといふものがございませう。それから新潟、長野、富山の北陸の分におきましては、佐賀、長崎と大体同じでございますが、やはり第三紀層の中にすべり面が発生いたしましてすべりものといふふうになつておる、大體におきまして、地質構造の上から申しますと、この三種類に相なるといふふうにお考えしております。

〇井手委員 地すべりがどうして起るかは大体わかりましたが、最近急激に地すべりといふものが大きな問題になつておる。被害を受けておる。この今後の見通しを——これは地すべりをほかに問題のように見通していくわけに

は参りますまいけれども、現実には、この地すべりといふものが非常に大きな問題になつておる。私の郷里の佐賀、長崎においても、地元新聞は、毎日どこが地割れがしたとか、拡大したとかいって騒いでおるのであります。これは新潟もそうでありませう。北海道もそうでありませう。どこもあるやうであります。非常に拡大する地すべりについて、どうなるのかといふことで、各関係の地元民において不安がられておるのであります。あまりはつきりした見通しも言えませうけれども、大體どういふ傾向のものか、この点もしわかつておりますれば、伺ひたい。

〇山本(三)政府委員 地すべりは昔からあつたわけでございます。私も、私も現場を全部見たわけではございませんが、地すべりによりましてできたやうな地帯も見受けられるわけでございます。その中で、昔からあつたといふことは認められるわけでございます。最近になりまして、地すべりの箇所もふえて参りました。特に被害が多くなつたといふことは、目立つた事実でございます。私も、私も地すべり地帯が、地すべりが多くなつた原因として考えられる点は、局地的に最近非常に強い豪雨があるといふ点、それから被害の多くなつた原因といたしましては、土地の開墾が進みまして、先ほどもお話がございまして、住む人が多くなつたといふ点も被害が多くなつた原因ではないかといふふうにお考えしております。

〇井手委員 もう少し聞きたいのです。が、お呼びしております法制局が、お急ぎになりますので、ちよつと

この機会に承わっておきたい。政府提出の本法案によりますと、地上の物件については工作物などは行為の制限、禁止ができるようになっております。ところが炭鉱地帯におきましては、炭鉱の試験、採掘、坑道の掘進によって地すべりが促進されたという地元民の不安が非常に大きいのであります。その原因については大学の教授あたりも再々お見えになっておりますけれども、私も私どもが考えましてもやはりこの責任だということとはなかなか言えないわけでありまして、いすれにいたしましても、この坑道の掘進というものが地すべりを促進するおそれがあるということは一通りは言えるわけでありまして、断定的には申されませんけれども、不安のもとになっておると言ってもいいと思うのであります。坑道の掘進がこの法案によって制限または禁止ができるかどうか。私は御承知の通り、炭鉱地帯でありまして、私の地元の町長はもう鉱害町長と言われるほどに炭鉱の鉱害対策で奔命いたしております。もしこの法案で坑道の分が制限、禁止を受けないというならばこれは大へんなことだといつていいぶん激励を受けておるような状態ですが、この政府提出の法律案で、果して坑道の掘進によって地すべりを促進するおそれのある場合に、これを制限または禁止することができるかどうか、その点をまず提案者から見解を承わっておきたいと思ひます。

○山本(二)政府委員 行為の制限という条項がございますが、法制上はこの条項によってできることになっております。○井手委員 それはどういふふうにできるわけですか。何も書いてないからできるということもいつか承わったようでありまして、炭鉱は施業案によって、鉱山監督局ですか、通産省関係から認可を得て掘進をいたしております。従つてすでに許可を受けたものはこの法律によって許可を受けたものとみなすという規定がある。そうなりますと、通産省の方から——私は認可が許可かはつきりいたしませんけれども、いすれにしても認可が許可を受けて、施業案に基づいて坑道を掘進しておるその行為に対して、何も書いてないこの政府提出の法律案で制限ができるかどうか、この点を一つ法律的に納得のいくように御説明いただきたい。○關盛説明員 ただいまの御質問の点でございますが、十八條の第一項の一号二号は、いすれもそれらの地下における工事並びに地表にそれが連結いたしました場合の工事等につきましても地すべり地域を管理しておる都道府県知事の許可を得なければならぬことに規定いたしておりますのでございます。従ひまして鉱山保安法等の許可がありましたが地すべり地域であります以上は、本法による許可を必要とするということにいたしております。御了承願ひます。

○井手委員 本法によって許可を要するという条文はどの条文ですか。○關盛説明員 十八條の第一項の一号、これは「地下水を誘致し、又は停滯させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為」、これらはいすれも地下において掘さく等の行われまます行為がすべて含まれておるわけでございます。第二号におきましても、「地表水を放流し、又は停滯させる行為その他地表水のしん透を助長する行為」、いすれもこれのいすれかに該当すると思うのであります。○井手委員 第十九條の経過措置まで續いて説明して下さい。○關盛説明員 第二十条におきましては許可の特例というのを規定いたしております。この許可の特例の条項は、森林法または砂防法の規定によりまして許可を受けた者は、その許可にかかるとして、森林法及び砂防法はいすれも国土の保全を目的としたした地域管理をやつておる法律でございます。従つて森林法、砂防法のみが許可の特例に該当するのでございまして、その他の法規はいすれもこの第二十条の明記しない関係がございまして、十八條による許可を必要とするわけでありまして、(久野委員長代理退席、委員長着席)

○井手委員 この問題は別に論議する必要はございません。それが適用されるかどうかはつきりすべいいいわけですが、これについてやはり別の解釈をする者があつたわけですね。この際内閣としての統一ある見解を私は承わつておきたいと思ひます。○關盛説明員 ただいま井手先生から御質問のございました経過規定の件について答弁漏れがございましたので補足して申し上げます。第十九條におきましては、この法律を施行する前において、第十九條に定めておりますように、「第三條の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き他の施設等を設置(工事中の場合を含む)している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす」ということで、今までやつておる行為並びに工事についての経過的な規定を一応みなすことで規定いたしております。ところがこれにつきましては第二十一条は監督処分の規定がございまして、この監督処分の規定によりまして、要するにさらに公益上の必要その他地すべり防止工事上支障を生じたというふうな場合、これは例の第二十一条の第二項に該当するわけでございますが、経過措置による許可を受けたものとみなされておる場合につきましても、第二十一条第二項第一号、第二号等に該当する場合においては、必要な措置を監督処分として命ずることができる、また措置することでもできる、こういう規定にいたしておるのでございまして、経過的な関係は以上の通りでございます。

○井手委員 その点は私も二、三回説明を受けて承知いたしております。大体地上の防止施設、防止工事というものが三百メートルとか五百メートル地下にある坑道の掘進に及ぶのかどうか、これは工事の一般論になつて参ります。その問題とあわせて一方では施業案によって通産省の許可や認可を受けておる坑道の掘進、これが果してこの法律で押えらるかどうか、この十九條とか二十一条のことで押えることができるかどうかを私は聞いておるわけでありまして、そこで大体問題の点はわかりましたので、この際一つ法制局からはつきりした御答弁を承わつておきたい。そうでなくては、通産省方面では、おかげで私の方は関係がなくなりましたという言葉を聞いておる。これはおそらく今後争ひのものになるうかと思ひますので、その点だけ一つはつきり御明示を願ひたい。○野本政府委員 御質問の要点はよくわかりました。十八條と十九條ないし二十一条の関係については、先ほど河川局の当局者が申し述べられたような解釈になると存じます。というのは、まずこの法律施行の当時、すでに「第三條の規定による地すべり防止区域の指定の際」、従つてこの法律施行のときと一致するわけでありまして、また施行後にも新たな指定をする場合は、その指定のときということになるわけでありまして、すでに権原に基いて他の施設すなわち坑道等を設置しておるものは一応十九條の規定によつてすでに十八條の一項の許可を受けたものとみなされるということになりますので、そういうものはそのみなされた限りにおいては新たに十八條の許可を受けることはない。これが第一点。次にそういうものについても、第二十一条におきまして監督処分等の規定を働かせまして、地すべり防止上著しい支障が生じたという場合においては、それぞれば必要な措置を命ずることができ、そういうような関係になつておるのであります。このことは先ほど河川局の当局者から申し上げた通りであります。

次に地下何百メートル下にある坑道

と十八条の行為制限との関係いかんという点であります。これはまさに具体的な場合々々によってやはり考えなければならぬのではないかと存する次第であります。従いまして観念的に申しますれば、その地下の坑道を掘つておること、十八条に規定してあります地すべり防止区域内において地すべり防止をするための必要な行為、それが何か因果関係みたいなものがあり得るというような場合が観念的には考えられますので、その限りにおいてはやはり十八条の問題になつてくる、そういうふうに考えるわけでありま

す。全然関係がなければ、影響がないということになればおそく問題はな

いと思ひます。こゝろは個々の具体的場合において判断すべき問題ではな

かろうかと存する次第であります。

○井手委員 こういうことですね。坑道の掘進が地すべりを促進するおそれがあることを認めるときは、二十一条によつてその許可を取り消したり、あるいはその条件を変更し、その行為を中止させることができる、都道府県知事が、鉱山監督局ですか保安局ですか、その認可を得て施業案に基いてやつておる坑道の掘進を中止させたり取り消させることもできるという結論になるわけですね。結論だけでけっこうです。

○野木政府委員 第二十一条の適用によりまして、そのような結論になると存じます。

ちよつと結論だけでけっこうです。あらためて伺ひたいします。

○野木政府委員 第二十一条にありますように、第二十一条の問題はあくまでも十八条の許可及び十九条において十八条の許可を受けたとみなされる許可の関係をいっておるのでありまして、通産省の方の、取り消すとかそういう対象の問題とは直接に法的には関係がないわけでありまして。

○井手委員 ちよつとおかしくなりまして、第十九条によつて権限に基いて施設をやつておる行為、これは十九条によつて許可を受けたものとみなされる、しかしそれが地すべりを促進するおそれがあると都道府県知事が認め

た場合には、その許可を取り消すことができる、もしくはその条件を変更したり中止させることができるというわけですね、そうなりますとあらためて都道府県知事がその掘進施業について許可するということになるわけですね。

○野木政府委員 法律的に申しますると、通産省ないし鉱山局側の許可とこの法律による許可とは別の観点という

か別のものではないかと、この第二十一条でいうておりますのはあくまでもこの法律による許可であります。すなわち十八条の許可、これを取り消すとか何とかいう問題でありまして、それが自然的に反射的に通産省側の許可ですか、認可ですか、それに影響することはあります。従いまして鉱業権者はこの方の許可を取り消されたりしてしまいま

す、この法律に違反してその行為が

できない、そういう関係になることはあるかと思ひます。しかしそれはそれだけのことでありまして、向うの施業

○井手委員 大体それでわかりました。それでは地すべりのおそれがあるという場合には都道府県知事は自分の認定でやれる、こういうことはわかりました。これはなかなかむづかしい問題ですが、片一方は通産省あるいは鉱山局が認可した施業案に基いて掘進し

ておる、だから鉱業権者はそれに基いてどんどん掘つてゐる。片一方がそれはいかぬといつたてなかなかなそこら

○野木政府委員 私の説明は非常に口下手でうまうまありませんけれども、理論的には今申し上げた通りであります。そして実際的にはおっしゃつたやうな場合が生ずる場合がありますが、この点につきましては、私も立案

のときにも一応議論しましたが、これは建設省も通産省もそれぞれ政府の一翼でありますから、密接な連絡をとつて実際の運用においてはそういうことが生ずることがないようにする、こういうやうな十分な当局間の連絡があつたことを今思ひ出しておるわけであり

ます。

○網島委員 関連して。今の点であります。法制局の見解では通産省のこととは別であるというお話であります。法律は一本でございまして、国

○井手委員 その点は一応了解いたしましたけれども、なお法文に書くべきだ、そういう意味で私なんか出した法律案にはそれを明記してゐるので

○野木政府委員 御意見の通りだと存じます。

○井手委員 その点は一応了解いたしましたけれども、なお法文に書くべきだ、そういう意味で私なんか出した法律案にはそれを明記してゐるので

○野木政府委員 ただいま私の申し述べましたことは、ここで条文を読んだところの解釈であり、また念のためこ

も打ち合せましたところ、阿当局とも同じ見解でありまして、これが一つの

○井手委員 それでよろしうござい

○井手委員 それでよろしうござい

○井手委員 それでよろしうござい

○井手委員 それでよろしうござい

○井手委員 それでよろしうござい

いろいろ研究した結果、先ほどからもお話がございましたように、地すべりは、それが起る前におきましていろいろの候が現われてくるという点で非常に予知しやすいと申しますか、予見できる事柄でございます。一方山くずれ、がけくずれ等はそれと異なりまして、その発生する場所を科学的に予知することが非常に困難であります。従いまして、地すべりのようにこれをあらかじめ指定しておきまして防止するということになりますと、どこもかしこもやっておかなければならぬ。従いまして、金を使つたけれども経済的でなかつた、的中しなかつたというような点もございまして、またそういうものにつきまして行為制限をやるということになりますと、おそれがあるような所を非常に大範圍にやらなければならぬということが懸念されるわけでございまして、従いまして、この地すべりあるいはボタ山等と違ひましてなかなか予知がむずかしいので、地域の指定なりあるいは行為制限等の問題におきまして非常に取り方がむずかしい。しかも行為制限等をやりますと、大きな範圍についてこれをやらなければならぬというふうな関係になります。実はこの法案に入れることが非常にむずかしいという観点に相なりまして、取り上げることができなかったわけでございまして、しかしこれをやらないといふことではございまして、これらが公共的に非常に重要な場合につきましては、砂防法なり森林法でやるわけでございまして、またその他のものにつきましても、従来と同じように財政の補助におきましてはやっていきたいというふうな考へておるわけであります。

○井手委員 なおその点も尋ねたいのでありますが、時間の都合で先に進みたいと思つております。

私は、地すべり対策の中心をなすものは家屋の移転であると考えております。最近修繕を引き起しました佐賀県の伊万里市や佐世保の世知原その他、移転させなくては人命が危ないというので、県市当局も再々移転の勧告を行つておられますが、農家というものは金を持っていないのでありまして、やりくり算段でやつとその日の暮を過ごしておるような程度でありますから、家屋移転ということがなかなか難事でございます。たとえば伊万里市のあの人形石山におきまして地すべりにおきまして、別に掘立小屋は作つておりました。しかし田畑がその地すべり地帯の中心にありまして、どうしてそこにおらなくては農作業ができないうことと、掘立小屋は作りながらもやはりもとの家に起居しておつたということから、ああいう悲劇を起したのであります。

それじゃなぜ移転ができないのか。私はこまごまとしたことは本日は聞きませんが、根本問題であります。なぜ移転ができないかといへば、もちろん土地に対する愛着がある。それと金がないのであります。さあ移転しろ移転しろと申しても、金がなくては移転するわけには参りません。この移転ということは、それじゃ金を貸

してやればいいじゃないかということにもなるかもしれないけれども、その移転する前後のかかりの期間は仕事ができない。現金の収入もないわけですから、そういう環境のもとに家を移転しなくてはならぬということになりますと、やはりそれに対する十分の融資がなくてはならぬ。しかし融資をいたしましても利子をつけて戻さなくてはならぬわけですから、先刻当局から御説明がありましたように、公共の施設を守るために、国土を保全するために家屋を移転しなくてはならぬという御答弁がありました。中には、自分はあくまでも父祖伝来の土地と家を守るといふ人もあります。しかしその農地なりあるいは家屋を守るために移転を本人が希望しなくても移転をさせる、あるいは土地利用をするためには移転させなくてはならぬという、この地すべり地帯における家屋移転問題について、当初は建設省においても農林省においても――農家はあなたの方の關係ですよ、建設省にまかしておくべきやうな問題ではございせん。この農家に対しては家屋移転の命令を出すことができない、いわゆる家屋移転を勧告する、こういうふうな建前になつておつて、移転の勧告をした場合には若干の補助を出そうという構想があつたというふうなことは承つておりましたけれども、提案されたこの法律案によりまして、補助というものが全然ない。先刻米大野委員との間の質疑応答を聞いておりますと、三十三万円程度までは貸してやろう、こういうわけでありましてけれども、今の住宅金融がいかに手続がめんどろであるかは私は多くは申し上げません。とにかく危険にさらされてお

る農家が移転しなくてはならぬのに、ああいうめんどろなことが果してできるかどうか。しかも家屋の方は住宅金融公庫に行かなくてはならぬ。畜舎、農舎の農業用施設については、今度は農林漁業金融公庫の方に百年度参りしなくてはならぬ。そういうことが實際できるかどうか。非常に手続がめんどろである。しかも両方に行かなくてはならぬ。本人は家屋移転で一生懸命朝から晩まで走り回らなくてはならぬというこの家屋移転の人たちに対して、まあ要望もあつたから融資の道を開いてやろうという程度では、一番大事な家屋移転の円滑な推進はできぬと思ふ。場合によつては自分は動かさなくてはならぬ者を強制的に立ちのかさせねばならぬ事態もたくさんあると思ふ。そういうときにはやはり補助も若干出してやろう、融資も簡単な方法で必要な者には出してやろう、その親心と申しますか、その点が私は一番大事だと思ふ。なるほど農地も大事だ、家屋も大事だけれども、一番大事なのは、家屋を移転して人命を守つてやるといふ措置が一番大事である。その点については十全の措置が講ぜられていないやうな感じが非常にいたすのであります。この政府提出の法律案に対して、関係地方民の要望はここに集中されておる。家屋はできないまでも、少くとも農業施設に対して――災害復旧なんかには、法律の補助が認められてゐる。二十八年度災害には九割までも補助が認められた農舎、畜舎に対しては、今度はびた一文も補助がございせん。この家屋移転という大きな問題に対して、大臣から一つ誠意ある御答

弁をこの際承つておきたいと思ひます。

○根本国務大臣 この地すべり地帯に対する根本的対策については、実は家屋の問題以前に相当深刻に考へてゐるわけですから、この地すべり地帯に、あるいは危険な土地に營農させる、あるいは居住させるということが、そもそもこれは非常に気の毒なことだ。ところでこれを全部全面的に技術的に処置できるかといふと、技術上困難である。そういう場合はむしろこれらの防除のための施設あるいは移転、こういうものをいろいろ考へてみると、總体的にいうならば、むしろそういう地帯を全部国で買収して、そしてそこには立ち入りさせないで、他の方にこれを使う、そしてむしろ新たな農地を造成してやつた方がいゝじゃないか、總体的にはそういう方法が立ちあはせぬかといふことまで実は考へてみたのでございまして、ところがこれにつきましましては、先ほど事務当局が報告したやうに、全体の額として百数十億かかるというのであつて、むしろ今のやうな措置を講じたらどうかといふことまで言つたけれども、これはほとんど大蔵省その他意見全く対立で、措置できません。そこで現在のやうな段階の措置になつたわけでありますが、その際御指摘の家屋移転に対するところの補助、これは一応われわれ担当省庁としては、もちろんこれは考へなくてはならぬ。これは先ほど事務当局からお話申し上げましたごとくに、一般の災害に対する公共施設については、これは補助その他いろいろあります。しかしながらある意味においては、これは個々の人々の危険の回避のためにやる

場合については、原則としてこれは補助をしないという一般的な態度をとっておる。それでありまして、普通の災害によって行われたところの家屋の移転等についても、これが土地計画と公共事業のために強制的にやられる場合には補償を他もいたしますが、これは補償ではなくして、危険防止のためいろいろの施設をやった上、なおかつ危険であるがゆえに退避させるということであるので、どうしてもこれは大蔵省との意見は一致いたしません。これは農林省とわれわれの方としてはいろいろの見解はあるけれども、現実にはあなたが御指摘のように、普通ならば東北あたりで相当土地の余裕のあるところなら、退避するなどという危険なところだと退避してしまふんです。ところがそれにもかかわらず退避せよ、退避せよと言いつつ、なおかつそこに居住しておるといふことは、結局移転先がないためにやむを得ずこれはやっておるのだ、そういうところに災害があるのだから、やはりこれは、移転する人間の利益にもなることだと割り切つて補助を出さないということについては、いろいろわれわれも議論があつたのでありますが、ついにこの問題については妥結することができません。それだといつて放置するわけにいきませんから、今回はこういうふうな措置をとつたのでござい

ます。それからもう一つ、全体の事業量として、先ほど御指摘のように非常に額が大きいのです。しかも予算措置が現在の状況のままで行きますと、大へん微々たるものです。それに今度は補助その他になつてきますと、今度は非常に一年間におけるところの事業量が圧縮される。こういうような観点からして、現在ではこれはやむを得ないものとして考へておるのでありますが、今後とも十分にこういう点については研究いたしてみたいと考えております。

○井手委員 今の政治機構のもとにおける建設大臣の言葉としてはわかりませんが、政府の政策としては私は多くの意見を持つておるのであります。お話をうかがふに、財産に補償は負担すべきではないか、財産に補償はできない、そういう原則は私は承知いたしておる。しかしこの地すべり対策というものは、決して前記のところは危いから早く移転せよ、そうすれば他の方から金を貸してやるぞ、そういう簡単なものではこれはないのであります。そこにおれば人命の危険がある。本人はそこにおりたい。父祖伝来の家を守つていきたいという気持があつても、これは大局から見れば移転させなければならぬ。水田をそのままにしておいては、地すべりのおそれがあるから、それを畑に変えさせよう、そういう大きな面、公共のために地すべり地帯というものを指定して、防止工事をやらうという国の仕事ですから、これはお前の財産だから補償するわけにはいかぬ、補償はできぬ、そういう考え方は私は間違つておると思う。そういう私どもと同じ立場で主張されて、残念ながら大蔵省の反対でできなかったというところは、私は答弁としてはわかりませんが、やはり大きな立場、国土を守り民生の安定をはかるという立場からの立法として、私は家屋移転に補助がない、特に家屋というより農業用施設、農舎、畜舎の補助のな

いというところは、私は非常に残念に思つております。それがなければ、それでは金を貸す方だけでも簡単な方法はないものか、今住宅金融公庫の金がどんなにやまかい手続が要るかは、大臣も大体御存じだろうと思ひます。建設委員会あたりでもずいぶん聞かされたことだろうと思ひますが、何かもう少し簡単にいける方法はないものでしょうか。先刻申し上げましたように、農舎、畜舎の方は農林漁業金融公庫でむずかしい手続をする。家屋の方は住宅金融公庫の方に御度参りをしなければならぬ、こんな膨大な書類を作る。それでも大へんな仕事です。この地すべり地帯についての家屋移転に對しては、こういうように簡単な方法で貸すんじゃないか、こういうような特別の構想はありませんか。市町村長の認定ぐらいではできませんか。

○根本國務大臣 従来公庫、公庫の手続が非常にめんどうだといふことで、だいぶ改善したつもりでございまして、特にこういうような問題については、現場におきまして最も時宜に適切な措置を講ずるよう指導しているわけでありまして、事務当局からこれについて一応御説明申し上げたいと思ひます。

○川口説明員 住宅金融公庫の方の手続が非常に複雑で、こういう場合に十分役立たないではないかというお尋ねでございまして、特にその点を考慮いたしまして、今度の法律改正におきまして若干手続の簡素化について考慮いたしておるわけでありまして、御承知のように、住宅金融公庫の一般の申し込み受付等につきましては、金融機関に申し込みまして、状況によ

りましては抽せんをやつたりいたしまして、貸付をいたして今お話のように若干煩瑣な手続もございます。しかし御指摘のように地すべりの対策の一環として移転いたします場合には、関連事業計画というものに基いて一定の計画のもとに移転されるわけにございまして、従いまして、私どもはこれについて考へておきまして、従来のものは申し込みは金融機関だけになっておるわけにございまして、この法律の附則において公庫法中一部を改正いたしまして、こういう場合には公共団体に申し込みができるようにいたしております。従いまして、詳細につきましてはさらに公庫においても検討いたすわけにございまして、この関連事業計画に基く移転につきましては、できるだけ取りまとめができるように、しかもできるだけ不要な手続は要らないようにいたすように、今後とも私どもは十分に検討いたしたいと考えております。

○綱島委員 関連。ただいまの応答をよく承つておつたのですが、私は考へ方に非常な錯誤があると思ふ。地すべりは災害でございまして、住宅を充足するとか何とかいうことでやるべきものでなくて、いわゆる天変地異による災害でございまして、災害対策という考へ方で立法をするのでなければ、これは事実と合わない。従つて先ほど建設大臣が予備費からでも出せぬことではないというお話があつた。それは災害であるから、もちろん予備費から出さなければならぬ。これは住宅移転を災害による住宅移転と考へないで、その他の考へ方で考へていただく

ところの差が出てきておるのじゃないか。従つて住宅公庫でこの住宅移転をやろうとかいうような結論に達したのじゃないか、こういうふうな考へるのです。これは大臣に伺ひますが、これは本質的には災害対策としてお取扱いを願わなければならぬ。いわゆる普通の場合の住宅を充足するための住宅公庫の扱いというふうなものでなく、むしろこれをお取扱いたさなければならぬ。超非常災害に大体当たると私は思ふのです。地すべりというものは、なるほど大きい地域からいへばそうはなりませんが、局部的に見れば超非常災害に当たる。これは三分が幾らかで利子補給をしていただければ、それだけの補助があつたことになるのですから、その超非常災害に当る程度の融資でもよろしいのです。だから、やはり三分くらのやつで据え置き三千年とかいうようなことでやつていただかねば、実際に合はぬと思ふのです。全く住宅公庫でこれをやっていただくといふことは私は観念が違つておるはせぬか、基本的理念が違ふのじゃないか、こう思うのです。

○根本國務大臣 今綱島さんから、これは災害の対策であらねばならぬと言われたのですが、これは私もさうに思つております。その意味において施策をやつております。ただ問題は、その前提条件は同じであります。それが、それゆゑにあなたはこれは公庫でやるべきではない、従つてこれは結局公共事業体というか、自治体に補助金でもやつてやらしたらいのじゃないかという意味にとれたのですが、私はこれは公庫でやつて差しつかえないと思ひます。現実に災害地区につきまして

は、緊急、応急のための住宅に対する融資もいたしておるわけでございます。そこで問題になりましたのは、いわゆる災害対策としてやるならば、現在の公庫でやっておる手続はなるほど簡素化するにしても、利子負担が違つてしかるべきだ、ここに重点が来ているわけだと思ひます。これは先ほど、そこまですぐ前に井手さんの御質問において、補助金制度というのはある意味における利子を負けるということにもなるし、そういう意味においては実はこれは議論したのでございます。けれども、現在まで災害の場合における措置も同じにやっているから、とにかく今回は特別に一般の住宅の計画と個別にこれをやるというところまではいき、しかも手続も簡素化する、また先ほど御説明申し上げましたように、普通ならば坪数も相当制限されておるわけですが、それも大体農家が多いというところで、十五坪までというふうに緩和しているわけでありまして、御趣旨の点は十分わかりますから、今後この問題については、関係省特に大蔵省と十分に検討して善処したいと思ひます。基本的な災害の施策であるという点については、御指摘の通りに考へていく次第であります。

○綱島委員 この第三条を見ますと、二重にも三重にもがんじがらめで地域指定を非常に困難にするような規定がございまして。地すべりが起り、または起るおそれのある地域ということはいですが、「誘発するおそれのきわめて大きいもの」というきわめて大きいというのは、法律にはめったに書いてない作文のような文章で、こういうものはめったにありません。それから

公共の利害に密接な関連を有するもの」というように、特に密接という字を用いてある。それからその第二項に「前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。」という点等から見て、これは建設省、農林省も非常に御努力になったんでしようが、大蔵省が金をやるまい、なるべく指定はささないようにする、指定はさしたとしても、その目的を達するため最小限度にしておこう、こういうような用意が非常にあって、これは世間の俗な言葉でいへば、建設省、農林省が負けたように見えるので、この負けはちよつと私どもの気に入らぬのです。これは何のためにこういったがんじがらめな、全く手のつけられないようなものにされたのか。また法制局がよくこんな法律を書いたと思ひますが、こんな文章というものは前例がどこかにあるのですか。法律はみななるべくつばに施行することのできるように、精明に規定するのが当りまえなのに、がんじがらめにして、まるでなすべきぬようにしようというので、そつちこつちからくさびを打ち込んで作った法文、こういうものはどうも僕には気に入らぬのです。これは委員会としてはなかなか疑問が多いんじゃないかと思ひます。幸い農林委員会でありませんが、農林委員会に來ればこういうものは承知しませんが、建設委員会も常識をお持ちだろうから、こういう法律は私はちよつと困ると思ひますがね。法制局のどなたか——河川局長の次長さんでもいいですが、こういう法律の類例があなたの方に何かございませうか。

○國盛説明員 ただいま綱島先生から御意見があったわけでありまして、それはこの地すべり防止区域といたしまして主務大臣が指定いたします場合の区域の表現についてのことであったと思ひます。この表現につきましては、まず忠実に書きました精神は、地すべりという現象を起しておる地帯を具体的ににとらまえるように書いたことがその第一点でございます。従いまして、「主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは」というところから地すべり区域というものが出て参りますが、これは地すべりをしていける区域、それから地すべりのおそれの大きい区域、こういうことはいわゆる地すべり区域というものをとらまえました。(重大とあるではないか)と呼ぶ者あり)「おそれのきわめて大きいもの」とありまして、重大と書いてございませぬ。これは現象的にとらまえておりました、決して価値判断をしていられるわけじゃないのです。現在の河川でありまして、あるいは道路の場合でありますとか、あるいは重大な関係のある河川というものは建設大臣が適当河川とする、こういうふうな書き方で、重大というふうな表現をいたしまして法律の適用区分をいたしておりますが、今回の第三条は、要するに物理的に地すべりを起しておる、こういうところを忠実にいかにとらまえるかということを中心点に法律表現を用いておる、こういうことであります。従つて、地すべり防止区域の法律上の効果として現われますもの、やはり行為の制限ということも出て参ります。またそれに関連した防止工事計画というものは国の事業として国が

立てて、そしてその工事を地方の知事をして実施せしめる、こういう態勢になっておりますものから、第二項に、この目的の達成のため必要最小限度のもの、こういう表現を入れたのでございます。従つて公共の利益に密接な関係という意味の条文がまた縛りになるのじゃないかという御疑念をお持ちになったのでございませぬが、これはまさしくこの法律の第一条の目的の国土の保全、民生の安定というところが公共の利益に密接な関連を持つておる、こういう意味にはかならないのでございまして、第三条は、地すべり現象を起しておる地帯をまづとらまえる方式を立てまして、そして第一条の目的の条項でもつてこの法律の区域指定をする基準といたした、こういうふうにして御理解願ひたいのでございませぬ。

○綱島委員 いろいろあなた説明をされたが、とらまえるためならば、この特別な修辭を用ひる必要はない。法律というものは役人同士の、大蔵省の役人となつた方とない方の文章じゃないのです。国民が見るものです。法律というものは国民に見せるために作るものなんだ。こういう法律は適用しないのだというに近いものだ。こう書かなければわからぬかといへばみなわかる。密接という字をつたつてわかるのですよ。それは河川が大きな河川と小さい河川とで重大な利害があるとかんたかといふのは、それはありますよ。しかしこうやって四方八方からがんじがらめにした条文がよそにあるか、こう聞いておる。それは重大なという言葉があるということくらい、私は法律家だから知つておる。こういうことはまだだから言つておるので、議

員が質問するのは知らぬのを君に習うのではない。君に教へてゐるのだから……。こういう表現というものは、この地すべり地帯というものが非常に重大な問題になつてきて、世論が起つてきておるときに、ちよつと水がかかるような条文で、これは私はおもしろくないと思ふ。何のためにこういう条文を羅列しておるか。どこかあつたらもうやらぬのだぞというに近い。ちよつと書きかえてみたかどうか。もう少し注意して、やはり地すべり地帯の身になつて書いてもらわないと、こういう文章はちよつと私どもは受け取れない。私は関連だからこのくらいにしておきます。あとでやりませぬ。

○井手委員 非常になごやかな質疑応答のようでありませうけれども、この内容はきわめて深刻であります。そこでまたものと家屋移転の問題に戻りますが、住宅金融公庫から借りれば五分五厘、農林漁業金融公庫から借りれば七分五厘、元金を払つた上に利子も払わなくちゃならぬ。片方では農地もなくし、家屋も移転しなくちゃならぬ、こういう事態で、利子まで本人に払わせる建設省の方針ですか。何かそこにいい案でもお持ちでございませうか。政府では利子の補給はできないけれども、これは県と市町村にやらせるのだとかんたか、もつとあたたか、い、実態に沿うようなお考えをお持ちであれば、この際大臣から、ほかの方でもけつこうですが、七分五厘の利子を払う、元金も戻さなくちゃならぬ、てんやわんやの移転者に対する利子補給の問題について、構想があれば承りたいと思ひます。

○鮎川説明員 今度の地すべり移転に
対する貸付の条件でございますが、こ
れはまず災害に準ずるものと私ども考
えまして、第一には特に従来一般の場
合に對してやっておりますところの
据置期間を設けて、できるだけ負担の
軽減をはかったわけでございます。そ
の他利子につきましては、災害の際に
災害復興住宅という貸付をいたしてお
りますが、その際にも同じ五分五厘で
融資をいたしておるわけでございま
す。その例にならった次第でございま
す。私どもといたしましては、現在の
建前におきましてできるだけ借り入れ
やすいように努力をいたした次第でこ
ざいます。

○井手委員 ただいままでお聞きした
ところによりますと、それでは家屋移
転者の実情に沿うものでないように私
は思います。私は本日はその問題につ
いては追及いたしません、やはり家
屋を移転する人の身になって、どうし
たならばすみやかに金が届くのか、移
転ができるのか、利子補給という問題
はどうするのか、あるいは手続はどう
するのか、ただいままでお聞きしたお
話によると、窓口を市町村にやらせる
とか、あるいは据置期間があるとか、
こういうような話でございまして、一
方では災害のときには災害復興住宅も
あるなどという御答弁もされておしま
す。しかし家屋を移転する者はほとん
ど農家でありまして、農家の者が災害
のときの何坪かの仮設住宅みたいなもの
で済まされるはずはないのでありま
す。もちろんあの仮設住宅とは私は考
えておりませんけれども、そのような
お考えではとても農山村における農業
経営をあらためてやらせようという対

策にはならぬと思う。従って補助がで
きないものであるならば、それではそ
れにかわる方法として、こういうふう
に簡単な手続ですみやかに資金が回る
ようにいたしますとか、あるいは利子
の点についてはこういうふうな考えて
おりますとか、そういうふうな雇員者
が安心して移転に應ぜられるような
前は土地利用計画と申しておりました
が今度は関連事業となっておりまして
けれども、関連事業によって家屋を移
転しなればならぬ者がすみやかにでき
るような家屋移転の具体策を、あるい
は政令に盛り込まれるものもございま
す。それとあわせて、一つの機会に
具体的に御答弁がいただけるように御
用意が願いたいと思ひますが、いかが
でございますか。特に私はあわせてお
尋ねいたしたいのは、この家屋を移
転するものは先刻申し上げましたよう
にほとんどが農家である。これは農林
省のあなたの方の所管である。この
農家の経営を守っていくためには、こ
ういふ程度のものでいかうか、私
はこういう対策ではとても移転に応じ
られない、この程度では農業経営をや
つていけないと思う。だからここで答
弁は求めませんけれども、一つ両省打
ち合せて、これならば大丈夫移転が促
進されるという具体的な方法をこの次
の機会までに御用意を願いたいと思ひ
ますが、いかがでございますか。

○山本(二)政府委員 ただいままでい
ろいろ御説明申し上げて参りましたけ
れども、手続の問題等につきまして
は、具体的に今までこうやっていた、
今回の分につきましてはこういうふう
にするというような点は、はっきり申
し上げられるように準備いたします。

○井手委員 その対策が示されてか
ら、あらためてさらに疑問のある点は
御質問いたしたいと考えております。
次にこの条文で感じましたのは、関
連事業計画にボタ山の点が抜けてお
るようであります。御存じかもしれませ
んけれども、所有の者判明しないボタ
山、そのボタ山の下には所によりまし
と多くの家屋があるわけでありまして
危険に瀕しておる家屋を移転させなけ
ればならぬ地区がかなり多いのであり
ます。そういう地区の家屋はこの政府
案によりましますと家屋移転の対策の対
象になつていない。条文から申します
と読みかえには該当いたさないもので
あります。従つてボタ山の下にある家屋
を移転しようという場合には、金も貸
されぬ、補助金もない、こういう結
論になるようでありまして、この点に
ついてはどのようにお考えになつてお
りますか。

○關盛説明員 ボタ山の崩壊防止区域
を指定した場合における、その区域に
隣接する地帯の住宅その他の部分につ
いての関連事業計画が本法の条項にな
いじやないか、こういう御意見でござ
います。これは地すべりの現象とボ
タ山の現象というものは若干趣きを異
にしておるということがもう一つの理由
でございまして、大体地すべりは異常な
天然現象がなくても、先ほどお話が出
ておりますように、地質の状況により
ましてある一定の方向に向つて地すべ
りを起しておるわけでございます。
従つてその程度も方向も判明できるの
が通常の状態でございまして、従つてこ
れを未然に防止するということを関連
事業計画の具体的内容としたしまし
て、危険区域につきましても含めまし

て立てるといふことが可能であり、ま
た有効経済的であります。ボタ山の
場合におきましては、異常な降雨等に
よつて崩壊するものが一般でありま
して、若干これらの崩壊の原因等につ
きまして地すべり現象とは趣きを異に
しておるというふうなのが実態でござ
います。またボタ山におきましては、地
すべりの場合と比較いたしましてその
ボタ山自体の有効利用の状況というも
のが、宅地につきましてもまた農地に
つきましても事例があまり趣きを異に
しておる、こういうのが実際の状況で
ありますので、従つて関連事業による
計画を立てるといふことをボタ山につ
いては地すべりと同様にはいたさな
かつたのでございまして。ただ問題は、
ボタ山の場合においては周辺地の住宅
の問題につきましては、いろいろの方
法でこの事業というよりは、むしろ公
営住宅あるいは産労住宅等の方法によ
りまして措置すべき必要のものは逐次
やつておるのでございまして。

○井手委員 どうもその点は、両省が
話し合ひをして作られたこの法案の過
程において、抜けたものじやないかと
いうような感じが私はいさすのであり
ます。あなたは地すべりと趣きを異に
しやいしましたが、なるほど地すべりの
現象とボタ山の崩壊とは違ふのであり
ます。違ふけれども災害を防止しよう
という立場からは、第一条に、地すべ
り及びボタ山の崩壊を防止するためと
書いてある、そうであるならば、現象
は違ひましても被害は同じ程度に大き
いものを及ぼすものでありますから、
家屋移転の場合にも関連事業として、
あるいは農地と一緒に計画を立てられ
ないならば別にして、やはり家屋移転

には融資の道を講じてやるのが私は親
切ではないかと思ふ。ボタ山に對する
次長さんの認識が足らぬのじやない
か、ボタ山というものは上からざらざ
ら今でも落ちております。所に
きまして、私は目の前に十軒も十五軒
も炭鉱の住宅がつぶれたことを見てお
ります。そんな危険な場合に資金がな
いために家屋移転ができない、そうい
うものに対して融資の道を講じてやる
ことが、私は本法案の大きなねらいの
一つではないかと思ふ。あなたの方は
原案を出されたのであるから、それは
間違ひであつたとは言われぬでしょう
けれども、私は同一に見るべきがほん
とうじやないかと思ふ。この点は福岡
県選出の国会議員の方は非常に強く要
望されておる、なぜ抜かしたんだと私
に文句を言われるくらいに非常に強い
要望があるわけだ。隣にいらつしや
る法律家の網島先生も同様な見解であ
ります。やはりそれにはその必要がな
い、ほかの法律でかまわぬ、産労住宅
なんかでいいという考えですか。それ
でりつぱにできますか。私はここに、
読みかえの条文から申せば、当然読み
かえの中に入れて、ボタ山の下にある
危険な家屋の移転については同様融資
の道が講ぜらるべきだと思ひますが、
どうですか。

○關盛説明員 ただいま種々御意を承
わつたのでございまして、ボタ山の崩
壊防止につきましての対策をまずこの
法律の重点と考えました。従ひまして
それに関連する事業は地すべりと
違つたもので、ただ具体的に一部の地
帯において住宅等の必要の措置を講ず
べきものは産労並びに公営住宅等の運

用によりまして、住宅局の方におきましてこの法律を待つまでもなく実施するという計画を進めておられますので、今回の特別立法の中には考えなかつた、こういうことでございます。

○井手委員 それでは重ねてお尋ねしますが、ボタ山の崩壊、地すべりの現象の被害を排除し、防止する、そしてもって国土を保全し民生の安定をはかるといふ目的からいいますならば、私は何も差はないと思います。ボタ山の真下にたくさん家が並んでおる、もう裏口までどんどんすべつてきておるのがあります。そういう危険な状態だから関係方面から強い要望があつて私はこの法にも盛られたと思つております。それはほかの法律でできるのだとおっしゃいますが、そう簡単にできるのではございません。これは入れてもよかつたというお感じはございせんか。あなたの方からはこれは間違つたとは言へませんでしようが、同じ目的じゃございせんか。被害を未然に防止する、そして国土を保全し、民生を安定するを目的とするというこの第一

条の目的からいへば、同じことですよ。所によつては危険はもつと大きいかもしれませんが、もつと切迫しておるかも知れません。それは福岡県、長崎県、佐賀県の事態を見ればおわかりだと思ふのです。

○關盛説明員 ボタ山全体の問題のうち、本法律案の対象とするボタ山の部分は、鉱業権者もしくは鉱業権者とみなされる所有権のないボタ山についての防止工事を主としていたしておりますので、すべてのボタ山の周辺にある住宅等がこの法律の対象になるわけでもございせん。従つて権利者が当然負担

して現在においても実施すべきものも入つておりますし、その点は地すべり地帯の現象とは、またそのとらまえ方の態様も、緊急工合によりまして本法律案の実施の対象としては趣きは異にしておる、こういう考え方で原案ができておるのでございます。

○井手委員 私も鉱業権者のほつきりしたものがこの法案の対象外であることは十分承知しております。鉱業権者が不明であつてどうにもならぬからこの法律を幸いにこれで救おうというのが、ボタ山崩壊を防止するこの法律案の目的です。それは私は百も承知しております。これ以上は意見にもなりまじ、またあとで質問なり意見を申し述べる機会があると思ひますので、この程度にしておきます。

最後にもう一点お伺いをいたしたいのは、ほかにたくさんありますけれども、時間がありますから、ほかにも質問者があるようですから、あと一点程度にとめておきますが、補助率の問題であります。補助率が低いということ。ただ読みかえによつて昭和三十三年度に限り高率の補助を適用するということになつておりますが、三十三年度だけでは読みかえじゃなくて、本年ならばこれは読みかえじゃなくて、当分の間と基本法に盛るべきだと思ふのです。それはどういふふうにお考えになつておりますか。

○關盛説明員 補助率の点については、三十三年度というふうに法律案附則の第三条において規定いたしましたのは、実は昭和三十三年から地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫の負担等の臨時特例に関する法律がございまして、その法律によりまして三

十年度以降の負担金補助額の率が引き上げられておるのでございます。しかもこの法律は昭和三十三年一ぱいでもって効力をなくすることになつておるのであります。従つてこの表現といたしましては、本則の方にございまして、それそれ現在やつておりますところの国の負担率を明記いたしましたので、附則の第三条におきまして三十三年度ということを規定いたしましたのは、一面において地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫の負担等の臨時特例に関する法律が三十三年一ぱいをもつて切れますので、切れる年度に臨時に關することを書くのもおかしい。従つて三十四年度にあつた法律がさらに続くという形になれば、第三条の附則もそれに平仄を合わせた格好になるというところで、国と地方公共団体の負担区分に關する一般の例によりまして、三十三年度において臨時特例が適用されておると同じ格好の実質効果をここに規定したわけでありまして、従つて将来臨時特例に關する法律の取扱い方とこれは平仄をまたそのときになつて合致すべきことであるというので、この法律案ではかような表現になつております。

○井手委員 そうしますと不幸にして臨時特例が廃止になれば、三十三年度は高率補助であつたが、三十四年度からは補助率が落ちるということになりますね。

○關盛説明員 この法律案が本則でさうに規定いたしておりますので、ただいまの御意見の通りでございます。○井手委員 それでは災害防止工事についてやや定見が足りないような気が

がします。あなたの方はもつと高率補助が必要であつたけれども、大蔵省がなかなかのまなかつた、幸い臨時特例によつて救ふのだ、またこれが延びるかもしれない、そうすれば不幸いだというお氣持だらうと思つておりますけれども、そのくらいではどうも定見が足りないと思ふ。もつと強い筋を通してもらわなければならぬ。災害防止工事をやるならば大蔵省とけんかしるべきだと思ふ。あくまで本則でうたうべきだと思ふ。これは地方団体では非常に不安がつておりますが、この際大臣からその点について伺いたいと思ひます。

○根本國務大臣 この問題は本法ばかりではありませんが、道路関係その他もございまして、そこで実はこの問題については、この法律案で特に自治庁の關係が密接な關係がありまして、補助金に關する特例について本年中にさうに延期の法律を作ろうじやないかという議論もあつたのであります。しかしながら現在では本年一ぱい存続期間のあるものをやるのもおかしいということ、これはそのままになつております。そこでこの法律を作る場合においてもいろいろ議論がございまして、そのためになかなか議論がまとまらなかつた。道路法についても同様でございます。そこで補助金の特例に關する法律は、御承知のように地方財政が非常に窮乏しておるからという特殊の事情によつてできたものであります。最近では地方財政もよくなつたから廃止してもいいという議論で参つておりますが、この點を變えて、地方財政の問題と別個に、災害に關するところの公共

事業の推進のために、より事業をりつぱにという積極的なやるといふ観点において、別個の観点から来年これを取り上げようではないかといふこと、自治庁とわれわれの方は今共同に研究をしていくという状況であります。従ひましてこれは明年度特例に關する法律案が失効することになる場合においてあらためて議論しようといふことになつておるのであります。實際はさういふ状況でありまして、実は法制局も中に立ちまして、この条文を入れた問題でありまして、今後ともこれは自治庁、農林省、われわれの方、運輸省みな關係がありますので、これらが相互に協力いたしまして研究を進めて参りたいと思ひます。

○井手委員 法制上からいつてもこういうものはおかしいですよ。しかし私はこの法案に限つては与党的立場でございまして、これ以上は文句は申しません。しかし私は百歩譲つても自分の間くらいは書くべきであつたと思ふ。三十三年度に限りというのは、法文としては不体裁です。当分の間ということと臨時特例とはどういふ關係があるか、これは法文の作りようです。私が法制局の中におりますればそんなものは一晩でできる。五分間でできます。その点はなお審議の過程で話を進めるといたしましてもう一点だけついでに伺ひます。

この補助率の中に溪流工事は工事である、ほかの方は工事でない、しかし工事は関連した密接不可分のものが多いと思つておりますが、これは農林省が關係が深いと思ひますけれども、そ

れてよろしゅうございますか、確信が持てますか。

○安田(善)政府委員 溪流工事の補助率は三十三年度は四分の三となつておりますが、これに関連して直接溪流に土砂を排出することを防止する防止工事も含めていくわけでありまして、そこで御質問の点について申し上げますと、農林省は、林野庁が行いますようなことと農地局が行います場合とその他の場合がございまして、特に高率であればこの種のもは公共性をうたつておりますから望ましいと思ひますが、だんだんお話があらましたように、地すべり工事、そのうちの高率補助の溪流工事に関する限りは、関連工事も他の農地でやっております防災等との関係もございまして、補助率は国が二分の一を限度として普通の防災よりも一割方高くする、こういうことでやられるのではないかと思つたのであります。なぜかと申しますと、普通の土地改良事業では直接に農民に受益者の負担がいきますが、この法案で実施をいたします限りにおいては、都道府県、それから市町村が関連工事を行いますことがむしろ原則でありまして、他の場合は例外でございまして、農民負担が少くなつて公共的団体が全額を持つ、またはそれに近い、こう見まして他の銀行でできるのではないか、こういうふうに見たのであります。もちろん三十三年度の予算折衝に当りまして、でき上りました予算との関連からも配慮をいたしたのでありますが、将来どうしてもうまくない、こういうことになれば、その推移に従つて再検討をすべき点もあるかと思ひます。

○西村委員長 綱島正興君。

○綱島委員 今まですいぶん詳しく皆さん御質問がございましたから、私は少しだけ質問いたしますが、その前に、ただいま安田局長の答弁された二十九条の二項、二項この二項の国の負担分が二分の一となつておるようでありますが、これは、どうも私は一項と区別する理由は一つもないと思つたので、ことに耕地の砂防のごときは、地すべりの場合は、かえつてよけいかかるのではないかと思つたから、別に二分の一の分だけ上げることは、地すべりに原因があるものに限つては、ちよつと無理じゃないかと思つた。これは御考慮を払われたと思つけれども、農地局長いかがです。

○安田(善)政府委員 非常にお詳しい綱島先生の御意見で、現地に即する御意見かとも思ひますが、予算要求案を編成いたします場合に相当がらばりまして、原則的に二分の一となつた沿革がございまして、事務的にはこの辺で立案をするよりやむを得なかつたという実情なのです。

○綱島委員 この前の一項は、要するに砂防で林野庁と建設省との関係だ、二項は農地局の関係だ。地すべりの場合は、農地復旧は山や何かを復旧したり、あるいは予防したりすることは、実は山のやつは水を抜くにしても割合に楽ですが、平地の水抜きは山よりはむずかしくて、費用はこの方がかきむのだから、国家の補助率は、この方が逆に高くてもいいのだ。私も採決に当たつては、私も、建設委員の方には御注意をお願いしたい。これは私は意見だけ申し上げておきます。

それから次に伺いたいのであります。地すべりは、三紀層の上に玄武岩

が乗つておる地帯、特にその上のかぶりの深いところはそれほどでもないが、薄い地帯は非常に危険が多い。これはちよつと予測を許さぬ。相当金をかけて調査をしなくちゃわからぬ事情にある。他の、たとえば酸性白土のやつ、古世紀層のやつ、あなた方が今までやつておられる砂防はこういうやつです。今までやつておられのが、大体三紀層の上に玄武岩が乗つておつて、そうして降つた水を地核の方に容

蔽なく吸い込んでしまつて大きな地すべりを起す地帯、この二つの書き分けが一つもこの法案の中にないようです。これで大体両方とも共通していきますか。たとえば、三紀層の上に玄武岩が乗つておる地帯は、調査に非常に金を食う地域です。これについての配慮は、どの条文をうかがえばわかるか、どうぞ御説明をお願いしたい。

○山本(三)政府委員 この点につきましては、しばしば御教示をいたしておつた部分もございまして、むずかしい問題であるということ、私もよく承知しております。従ひまして、今までは地方公共団体等が調査をしておりましたけれども、米年度は、特に国で調査しようということにいたしました。地域指定にあたりましては調査をする。今度工事実施の基本計画を作るときも、実際にボーリングなり、あるいは地質の状況をもつとよく調査をやるうということ、直轄の調査費を計上いたしました。従ひまして、今むずかしい問題は仰せの通りでございます。そういう点に重点を置いてやりたいということにしております。法文上には国が調査するという点が特に書いてありまして、国で調査するので

ありますから、農林省ともよく連絡いたしまして、むずかしい地帯には特に調査を入念にやろうというふうに考えておるわけでありまして。

○綱島委員 それさうあればよろしいのでございます。

○西村委員長 他に御質問はありませんか。――。ございませぬければ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

昭和三十三年三月八日印刷

昭和三十三年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局